

# 平成27年五條市議会第4回12月定例会（第2号）

日 時 平成27年12月4日（金） 午前10時 開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	山 口 耕 司	1 ひきこもり対策について （1）五條市におけるひきこもりの実態について （2）生活困窮者自立支援事業との連携について （3）対策について	市長・部長
		2 マイナンバー（個人番号）について （1）取組の現状について （2）個人番号カードの発行について	部長
		3 地域公共交通について （1）第25回五條市地域公共交通会議について （2）交通空白地域・交通手段を持たない方の南奈良総合医療センターへの通院について	市長・部長
		4 市所有地の利用と管理について （1）街路樹の管理について （2）駐車場の利用状況について （3）今後の方針について	市長・部長
2	平 岡 清 司	1 新婚世帯等への補助について （1）現在の取組について （2）目的と今後の運用について	市長・部長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	平岡清司	2 防犯カメラ・ドライブレコーダーについて (1) 今後の取組について	市長・部長
3	岩本孝	1 有害鳥獣対策について (1) 捕獲状況について (2) ジビエール五條について (3) ハンターの育成について  2 災害時の職員の招集体制について (1) 動員体制について  3 市税の徴収状況について (1) 徴収率について (2) 滞納整理について (3) 人材の育成について (4) 職員へのケアについて	市長・部長  部長  部長
4	益田吉博	1 五條市合併10周年記念式典について (1) 理事者の見解について	副市長
5	宗部康寛	1 陸上自衛隊駐屯地誘致について (1) 現在の進捗状況について ア 規模と候補地について (2) 今後の取組と要望内容について (3) 今後の計画に伴う市民への周知について	市長・部長
6	養田全康	1 障害者福祉の現状・就労支援について (1) 福祉施設への取組について (2) 五條市における今後の障害者雇用について	部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	養 田 全 康	<p>2 五條市観光行政の取組について  (1) 現在の取組や現状把握について  (2) 今後の展開について</p> <p>3 上野公園の現状について  (1) 施設・設備の利活用について</p> <p>4 入札やその検査について  (1) 公共工事における入札基準や検査について  (2) 指定管理における入札基準や管理・検査について</p>	<p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p>
7	牧 野 雅 一	<p>1 大塔町の復興・振興について  (1) 進捗・展望について</p> <p>2 地域公共交通について  (1) JR五条駅とコミュニティバス五条駅北口との接続の充実について</p> <p>3 五條市の医療体制について  (1) 県立五條病院の診療科目について</p> <p>4 障害者優先調達推進法について  (1) 周知・利用について</p> <p>5 無電柱化事業について  (1) 「無電柱化を推進する市区町村長の会」について</p> <p>6 金剛山登山道について  (1) ダイヤモンドトレールとの連携について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	牧 野 雅 一	<p>7 五條市の将来設計について (1) 高齢者の住居について</p> <p>8 水道事業について (1) 水道料金の改正について</p> <p>9 土地借上料について (1) 契約更新・公正化の進捗について</p> <p>10 市内業者の育成について (1) 工事発注基準について</p> <p>11 消防行政について (1) 消防団事務について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
8	大 谷 龍 雄	<p>1 国による子供医療費助成制度の実現と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を目指した国への要請及び窓口での現物給付方式(窓口無料)による支払の実現について</p> <p>2 学習の遅れや不登校及びいじめ等の解決につながる35人学級を重視した学校の適正化と現小学校及び中学校の校舎の有効活用について</p> <p>3 豪雨・強風・豪雪等に関係している地球温暖化をなくす政府への要請と災害救援の強化を目指した消防力の強化及び安全保障関連法(戦争法)から考えた陸上自衛隊駐屯地及び陸上自衛隊ヘリポート誘致の見直しについて</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

本日の会議に付した事件

日程第一、一般質問、養田全康議員まで

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	益田	吉田	山田	福塚	岩本	窪田	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
龍吉	吉雅	雅耕				佳		康	雅	清	全
雄博	範司	実孝				秀正		寛一		司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長  
副市長

樫太

内田

成好

吉紀



事務局主任  
片山仁美  
速記者  
柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十時一分休憩に入る

午前十時三十八分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

会議に入ります前に、先日、議員全員協議会を開催し、合併十周年記念式典に係る経緯・経過の説明をいただきましたが、太田市長から市民の皆様におわびいたしましたとの申出がありますので、許可をいたします。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）議長の発言許可をいただきましたので、去る十一月十四日に五條市市民会館におきまして開催いたしました五條市合併十周年記念式典の運営に当たり、合併に御尽力いただきました皆さんに対し配慮に欠けている部分がありましたことを、この場をお借りいたしましておわびを申し上げます。

これからも先輩諸氏の御功績と御苦勞に感謝しながら、市政運営に取り組んでまいりますので、一層の御理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）ただいま、合併十周年記念式典に係るおわびが市長からございましたが、議会といたしましても、事前に協議の申出がなかったとはいえ、市民の皆様を始め合併に際しまして御尽力いただいた方々への配慮に欠けておったということで、御迷惑をお掛けしたことを

この場をお借りいたしましたして、市議会を代表しおわび申し上げたいと思います。  
大変申し訳ございませんでした。

○議長（窪 佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。  
配布漏れはございませんか。――。  
これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。  
す。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を合わせて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、九番、山口耕司議員の質問を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、九番公明党山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきますので、よろしく申し上げます。  
上げます。

まず最初の一、引きこもり対策についてでございます。

この引きこもりという定義がございまして、その定義では、「様々な要因の結果として、社会的参加、義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊という社会的参加でございませけれども、これを回避し、原則的には六箇月以上にわたっておおむね家庭に留まり

続けている状態を示す現象概念」と、こうございます。

引きこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づく引きこもり状態とは一線を画した非精神病的な現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は少なくないと指摘をされております。

そして推計数でございますけれども、厚生労働省の調査によりますと、引きこもり状態にある世帯数は二十六万世帯であると、内閣府における引きこもりに関する実態調査が行われました。

この引きこもりの調査でございます、なかなか分かりにくいのですけれども、資料を用意してお配りさせていただいたらよかったですけれども……、内閣府における「引きこもりに関する実態調査」でございます。平成二十二年七月「若者の意識に関する調査（引きこもりに関する実態調査）」による推計でございます。十五歳以上三十九歳以下の全国五千人を対象に調査員が訪問することにより調査を実施しております。

そして、五條市に関しましてでもパーセントで割合を出しました。四月時点の実態で十五歳から四十歳までの男女の人口、合計七千八百四十人を推計の対象の人数とさせていただきます、何人いるかというのを出させていただきました。

分けるパターンは四つでございます。準引きこもりということで、普段家にはいるが、自分の趣味に関する用事のみだけ外出するというのが、有効回答率に占める割合が一・一九パーセント、全国では四十六万人の準引きこもりがいるということです。

五條市に関しましては、推計でございますけれども、九十三・三人で、普段は家にはいるが、近所のコンビニなどには出掛けるといのが、有効回答率に占める割合が〇・四パーセント、全国では十五・三万人、五條市に換算しますと、三一・六人。自室から出るが、家からは出ないというのが、有効回答率に占める割合が〇・〇九パーセント、全国では三・五万人、五條市に換算しますと、七・一人。もう一つ、自室からほとんど出ないという、この有効回答率に含まれる割合は、〇・一二パーセント、全国では四・七万人。五條市におきまして九・四人と推定されます。そして全体の準引きこもり、狭義の引きこもりがございまして、両方共を合わせますと、全国の占める割合一・七九パーセント、そして全国の推計数は六九・六万人、五條市でその割合を掛けますと、一四〇・三人、準引きこもり、いわゆる広義の引きこもりがいらっしやるということでございます。

そうした中で、五條市では特にこういった引きこもりに関する事業が特段行っていないと思います。そこで厚生労働省より委託事業をされておりまず地域若者サポートステーション、通称「サポステ」でございますけれども、桜井市に本拠地がございまして、「サポステやまと」

とかよく言っていますけれども、その方の支援員が月一度第一金曜日午後より相談支援を実施しているということでございます。特にこの中で、五條市でまだごく一部であるかと思うのですけれども、その相談の実態を分かれば教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

五條市教育委員会では、幼・小・中学校の児童・生徒が対象であるため直接実態は把握しておらないのですけれども、御質問の五條市における引きこもりの実態についてどうかということなんですけれども、今議員がおっしゃっていただきました、若者自立のための無料相談窓口として桜井市に事業所を有する「若者サポートステーションやまと」が、厚生労働省より委託を受けて、引きこもりやニート等に関する相談会を行っていただいております。

この相談会は、平成二十六年より毎月、一月を除く第一金曜日の午後二時から五時まで、五條市子どもサポートセンターを会場として開催されております。

この事業の実績によりますと、平成二十六年の五條市の相談者は六名、延べ相談回数は十五回となっております、この相談者のうち、就労された方は一名というふうにお聞きしております。

また、平成二十七年度の五條市内の相談者は五名、延べ相談回数は、現在二十五回となっております。この相談者のうち、就労された方は、現在一名ということ聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） ありがとうございます。

直接行政とは関わりがない部分でございますので、厚生労働省が実施しておる若者サポートステーションやまとで聞いていただいたという実態でございましたけれども、特段数がどうやこうやということはありませんけれども、ただ推計によりますと五條市で百四十名余りいると思われる数があるということが実態なんです。そこに相談に行ける方はいい、大変前向きな姿勢で行かれますと、引きこもりとなれば、家を一歩も出ない方もいらつしやるし、コンビニ程度には行く方も、いろんな幅の引きこもりがありますけれども、少しでもそのサポートステーションにつなげるような形が大変いいのではないかなと思うのですけれども、ただ、今年四月に施行しました生活困窮者自立支援法では、

その目的でございますが、生活保護に至る前段階で自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保、給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずるとしております。その中で、引きこもりに対しても支援はできないのかなという思いがございます。

本市におきましても、自立支援の相談の窓口を今年度より実施していただいております。この取組と成果を担当部長にお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

生活困窮者自立支援窓口の現状といたしましては、主任相談支援員一名、就労支援員一名で当面の生活資金確保やハローワークと連携をとり、就労支援につなげていく等、社会福祉課や市社会福祉協議会の窓口において相談に臨んでおります。

また、多重債務や法律に関する相談につきましては、司法書士事務所等に行き問題解決に向けての支援をしております。

相談件数につきましては、本年四月一日から十二月一日までの新規相談件数四十九件、延べ相談件数二百六十四件となっております。うち就労した者につきましては四件、就労支援中の者三件というふうな現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 大変取り組んでいただいております。ただ、生活困窮者、前の方の支援であろうかと思っております。

九月十一日の官庁速報なんですけれども、奈良県のことでございます。「奈良県は、市町村の地域福祉計画を踏まえた奈良県地域福祉推進計画の策定を独自に進める。社会福祉法では、市町村が地域福祉計画を作り、都道府県の役割は「支援」と整理されているが、県域全体の新計画を策定することで、県がより主体的な役割を担うことを目的とする。地域福祉計画には、高齢者と同様の支援が必要な六十五歳未満の人々や引きこもり対策など、既存の施策では対応が難しい課題への取組が盛り込まれ、福祉サービスの主体は市町村が担っている。県は、市町村単位ではなく、県域全体で取り組んだ方が効率的な課題も少なくない」とみて、県としての計画を策定することにした。具体的には、不足しがちな介護福祉士らの人材確保策などを盛り込むことを想定している。短大や専門学校などの養成機関を通じ、介護人材が不足しがちな地域に人材を誘導する場合など、市町村を超えた県域全体で対応することで、より効率的な取組が行えるという。」という部分でございますけれども、ここでもうたわれておりますように、引きこもり対策などを行う。そして福祉サービスの一環としてそれも市町村が担っていると

いう表現を県がしております。

市としての引きこもり対策に対しての今後の取組をどうやっていけるかなという、まだ具体的に取り組むことは大変厳しいかと思うのですが、それでも、その辺予定が、こうやっていきたいなという方向性でも結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

地域に潜在していません就労意欲を持ちながら求職活動を行えない方、生活保護に至る前の生活困窮者が困窮状態から早期脱却するために、それぞれの分野の各関係機関が連携を持って、情報の共有をしながら包括的に多様な相談支援や自立支援への取組をすることが大変重要であるというように、市としては考えております。

また、充実支援に向けた情報提供の方法や相談支援の在り方、体制づくりの検討、これも重要であると考えております。また、広報やホームページを通して市民に対し周知し、分かりやすく開かれた相談窓口としたいというふうに考えております。

今後、子どもサポートセンターや地域若者サポートステーション、奈良県等と連携し、協力しながら必要に応じた包括的な相談や就労に向けた支援体制の構築に向け、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 引きこもりの年齢層、先ほど申しましたけれども、三十九歳までという対象となっております。ただ、これがだんだん高齢化していきますと、高齢者の年金を受給していらつしやる親御さんがおられると、その中で引きこもりの方の収入がないと、全てその生活費に回さなければならぬ、そして、その高齢の御両親がお亡くなりになった後、完全に自立支援の対象者となってくるように思うわけでございます。その一歩手前で止めていくのが、困窮者自立支援法でございますので、しっかりとその辺も市民の皆さんに周知していただいて、こういう窓口もありますよというの、大変大切なことであろうかと思っております。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、その中で体制というのは大変大事になってまいります。支援員の方はどこまでの対応ができるかというのも大変難しいところもございまして、どうかよろしくお願ひ申し上げます。ここはずっと前から取り組んでおりまして、平成十七年度「地域

先進的な事例なんですから、秋田県の藤里町でございます。ここはずっと前から取り組んでおりまして、平成十七年度「地域

福祉トータルケア推進事業」を「福祉でまちづくり」として地域福祉の推進に取り組んできました。平成二十二年度には、在宅の引きこもり者・不就労者等を対象に、支援する人もされる人も共に集える場所として、福祉の拠点「こみっと」をオープン。毎年「こみっと感謝祭」を開催しており、障害や年齢に関係なく地域交流の場として二百人以上が参加しています。

引きこもり者・不就労者・障害者等が提供する、手打ちそばが自慢のお食事処「こみっと」では、平成二十五年から香川県で讃岐うどんの技術研修を受けて開発した、「こみっとうどん」を提供しています。

また、社会福祉協議会が事務を務める「シルバーバンク事業」は、既存の福祉制度では応えられない地域住民のニーズに対応しています。そこに、在宅の引きこもり者や精神障害者等が登録する「こみっとバンク事業」が誕生。課題を抱えた若者が「シルバーバンク」に登録する高齢者と共同作業を行うことで、世代を越えて支え合う地域づくりにつながることを目的としており、高齢化の進む地元地域において「こみっとバンク」の必要性は着実に増加していると評価されています。地域の作業依頼に応えることで引きこもり者・不就労者・障害者等の社会参加の機会として、地域住民と共に支え合う地域づくりへ貢献することができるよう取り組んでいます。

また、同町藤里町では、平成二十三年に引きこもりの実態調査を独自で行いました。十五歳から五十五歳の町民一千二百九十三人のうち、百十三人が長期不就労状態で引きこもっていることが判明。その割合は八・七四パーセントに上り、半数以上は四十歳以上であることも分かり、引きこもりの高齢化が明らかになったということです。

このような取組は、引きこもり・不就労者が社会復帰する前段階で地域住民とともに地元で貢献できるような仕組みや施設づくり、就労応援につがっていると云えます。

この引きこもりを連携した自立支援相談を開始していただきたいなと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、市長に引きこもり対策についての見解を求めたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

引きこもり対策については大変重要であると認識をしております。

各相談支援窓口や関係機関とも連携を図りながら包括的な自立支援への相談窓口、支援の在り方を充実させていくなど前向きに取り組んでいくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）前向きな答弁をいただいたと思うのです。

やはり引きこもりを抱えていらっしゃる御家庭は大変苦しいと思うのです。ですので、一刻も早く相談窓口を開いていただきますようお願い申し上げます。

もう一件、これも先進事例でございますけれども、福岡県飯塚市でございます。

福岡県は二日、子供や若者とその保護者が抱える悩みに関する相談を受付ける「親と子のなやみ相談窓口」を、十一、十二の両日、飯塚市に開設したと発表した。

相談は、親子一緒でも別々でも可能で、電話か面接で対応する。面接を希望する場合は事前に電話予約する。相談時間は両日とも午前九時三十分から午後四時三十分。児童相談所や精神保健福祉センターなど県内六つの相談機関の相談員が、いじめ、引きこもり、非行、親子関係、友達関係、進学・就職などの相談に応じる。相談は無料。電話代や交通費は自己負担とする。という取組になっております。

この引きこもり対策は大変大事で、また、地域活性化の一助になるかと思っておりますので、是非とも取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

それでは次の質問に移ります。

(二) マイナンバー（個人番号）についてでございます。

本年十月五日マイナンバー制度のスタートに伴い、住民票の住所地に、個人番号（マイナンバー）が記載された「通知カード」が送付され、先般、私共に届いたところでございます。

市民の方より、カードを作った方がいいのか、よく分からないとの問合せがあり、三月議会でもお尋ねをさせていただきましたが、再度質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本条例が委員会付託されております。私もその委員の一員でございますので、条例に関しては委員会で質問させていただくことにいたします。

本市では、住民登録のある居住地に転送不要の簡易書留で世帯主宛に、十一月中旬から順次「通知カード」を郵送しております。配達時に



たいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）保管期間というのはございませぬ。ずっといつまでも保管して市役所に預かっておって本人がいつでも取りに来たらい話と思うのですけれども。例えば今寒い時期になりました。中山間地に住む市民の方は子供さんのところへ、冬季だけ町中の方で住むというパターンの人も考えられると思うんですけども、そういった方々の配慮、どこまでできるのか、そこまでやるべきものなのかというの疑問に思うのですけれども、どうお考えになりますか、その辺は。

○議長（窪 佳秀）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

地域的に五條市は山間部を多く抱えておりますので、今議員がおっしゃられましたように冬季のみ都会の方の大阪ですとか息子さんのお宅に行かれています方もかなりいるかと思われます。その他にも、転送の手続をして住所地以外のところに一時的におられる方もおられるかと思えます。ですので、今回の通知の方は転送不要ということで、簡易書留で送らせていただいておりますので、そういう方のためにも再度郵便で、封書で勸奨通知を送らせていただいて、転送を掛けておられる方にも通知が届くようにさせていただいて、高齢の方でもどうしても役所に行きたいんだけどどうしても来られないという方には再度郵便で送らせていただくというような対応も、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうかよろしく配慮をお願いしたいと思えます。ただその費用は国から出ておるのか、出てないのかというのは大変疑問に思うところでございまして、恐らく国からの補助金はそこまでの人件費をみてないと思えます。

それでは、マイナンバーの各部局との利用連携について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）山田理事。

○理事（山田和宏）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーは、御案内のとおり公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の事務効率化を図ることを目的といたしまして、平成二十八年一月から、社会保障・税・災害対策の行政手続等について番号法のほか条例で定める事務において利用が始まるところでございます。

本市といたしましても、番号法並びに今議会に上程しております条例案に基づきまして、市長部局と教育委員会部局、各部局内でそれぞれ連携し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

例えば、市民の方が給付金の申請を行う場合、これまでは市民課や税務課へ出向いていただきまして、住民票や納税証明書等の取得手続を行っていただいております。またその費用も負担していただいているところでございます。マイナンバーを利用いたしますと、各部局で連携を行うこととなりますので、添付書類が省略できるという利点がございます。その結果、その手続や費用が不要となりまして、行政手続が簡単かつ正確に行えるということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）各部局との利用連携でございますけれども、全てそこから個人情報が見にいけない、住民票とかを取る必要がなくなるというわけでございますね。そういった連携があるというお話でございますね。そういった大切な情報でございます。いわゆる職員のコンプライアンスの意識の向上が求められるわけでございます。

水戸市の例でございますけれども、水戸市は、社会保障と税のマイナンバー制度に備え、関係職員に向けた制度の内容や手続上の注意点などについて説明する研修会を開催しました。参加は強制で、十一月から十二月に五、六回行い、出席しなかった職員については、マイナンバーを取り扱う業務には関与させない方針。

研修は、税や住民票の発行などを取扱う本庁と出先機関の担当課の課長以下全職員約六百人が対象。情報政策課の職員が講師役となり、制度の概要や「特定個人情報」の適正な取り扱いに関するガイドラインの内容を説明する。

市では以前からセキュリティ対策として、職員が端末にログインするためのIDとパスワードにアクセス制限を掛けて担当課以外の課の情報を見ることができなくなったり、通信履歴、いわゆるログを管理して、職員がどの情報を見られたか分かるようにしているが、研修ではこの対策の周知・徹底も図っております。

同市は、十月に市民からの問合せに対応する専用のコールセンターを設置し、これに併せて、コールセンター窓口での対応に当たる嘱託職員を八人採用しており、八人についても研修に参加させる予定というふうになっております。

こうした職員の意識の向上を目指して、本市ではどのように教育を行っていくのか、また行ったのか、あれば教えていただきたいと思いません。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましても、セキュリティ確保のため、マイナンバーの利用に対する情報漏えい等の対策といたしまして、五條市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を制定いたしまして、法令遵守、安全管理措置、特定個人情報の収集・保管・利用・廃棄などのルールを定めさせていただきます。

その基本方針に基づく、「五條市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」におきまして、管理体制・教育研修・保有特定個人情報等の取扱い・情報システムにおける安全の確保等について、細かく定めております。

セキュリティ確保には、大きく分けましてハード面、ソフト面の二つがございます。ハード面におきましては、各課業務システムにおきまして、先ほど議員お述べのパスワードなどによりアクセス制御を行うこととしておりまして、ソフト面におきましても、マイナンバーを利用する各課に保護管理者を置きまして、マイナンバーを取扱える職員を限定する体制を敷いております。

さらに、本市におきましても、全職員を対象といたしました研修を、本年十月に開催しておりまして、今後も、十二月、二月に予定しておりますが、来年度以降もマイナンバー制度への理解を深めるとともに、セキュリティ対策の重要性について教育研修を継続して行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） ありがとうございます。取り組んでいただいているというふうには理解させていただきます。

もう一件、甲府市でございますけれども、マイナンバー端末で顔認証を検討しておられるというのですね。ハード面でございますけれども、セキュリティ強化の一環として、マイナンバーを取り扱う基幹系端末のアクセスに職員の顔認証を取り入れることを検討しているそうでござい

ます。アクセスできるのは市民課や税、福祉関係課の職員などに限定しており、それ以外の職員が成りすまして使用するのは防ぐのが狙いでございます。

具体的には、パスワードとIDで端末にログインし、パソコンに付いているカメラが画面の前にいる職員を登録されている人物と認識すれば、システムのアイコンをクリックできる仕組みの導入を視野に入れておるということでございます。さらに、システムに入るには別のパスワードとIDが必要となっております。

甲府市では、約三百台の端末を使用することが見込まれており、顔認証システムの導入には約二千八百万円の経費が掛かるといわれております。この辺も国によるセキュリティ対策や補助制度創設の動向などを踏まえまして、本市にもできるだけ国の補助金を使ってセキュリティの高いものに仕上げていっていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、(二)のカードの発行についてでございます。

私も先ほど言わせていただきましたように、市民の方からカードを作った方がいいのか、悪いのか、要るのかというような問合せが届いております。このカード発行についてのメリット、また発行しないときのデメリットについてお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

個人番号カードのメリット、デメリットでございますけれども、メリットといたしましては先ほど申し上げましたように利便性が向上いたします、また費用が不要になってくる部分もございます。また身分証明となる免許証を返納された方等々には本人の身分証明の書類になる重要なものがございます。

デメリットといたしましては、まだ運用が始まっておりませんので、どういった実害があるかというのはまだ出ておりませんが、ナンバーを基本にいろんな情報がつながっております、先ほど御指摘いただきましたようにセキュリティのところは管理する側においてきちっとしないと漏れてしまうところのリスクといえますか、デメリットというかリスクがあるのかなと思われれます。そういったところにつきましても、議員お述べいただきましたようなシステムの二重、三重のチェック機能を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ちょっと取り違えているような感じがするのですけれども、市民の方がカードを作った場合のメリット、カードを作らなかつた場合のデメリットですね、それをちよつと教えていただきたいと思ひます。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏）失礼いたしました。九番山口議員の御質問にお答えいたします。

通知カードだけでもその方の個人番号というのは分かるような仕組みになってございますけれども、それを利用する場合には別途もう一種類本人を証明する書類が必要となつてくるということでございます。さらにはシステムを経由した情報のやりとりというところがございませんで、メリットとしては、そちらの方が大きいかなというふうに考えているところでございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）要は免許証があれば身分証明できるじゃないですか。顔写真入りのカードで、それも身分証明に使えるということですね。免許証持つておつて、社会保険証もあると、健康保険証もあると自分の証明はできる。その上に、このカードを作るメリットつて一体なんやねんと、手続も大変煩雑になつて、写真を撮つたり、貼り付けて、そして送つてきて、そしてまた通知が来て市役所に行つてパスワードを決めて受け取るというような流れになろうかと思うのですけれども、大変、市民の方、また高齢の方は利用しにくいと思うんですよ。先ほど免許証等自分の証明ができない方は作つた方が便利だとおっしゃっていました。確かにそのとおりだと思ふんですけれども、大変、高齢の方はその手続が、いわゆる自分を証明するそのものが少ない。免許証返してしまつてないわとか、そういう人たちがパソコンを使つて、またスマートフォンを使つて写真を撮つて、なさらないと思うのですよ。そうしたことも考えまして、何とかカード発行につなげていきたいなと、しかしカードを発行してもそんなにメリットはないようなお話ですわね。具体的にカードを発行した方が得ですよという話はないんですか。でないといふ皆カード作れませんで。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

中途半端で申し訳ございません。メリットとしましては先ほど申し上げましたように、給付金なり助成金を受け取つていただく場合がございます。例えば給付金の額が五千元といたしますと、住民票の交付手数料に三百円、あるいは納税証明証の交付に三百円、六百円経費を掛けていただいで五千元を受け取つていただくということで、実質は四千四百円しか入つてこないというような状態になります。番号カードを持

っていたいておりますと、もうそれでほかの証明書は要りませんので、まるまる五千円が入ってくる。これがメリットだと思います。デメリットといたしましては、その裏返しということになるかと思えますけれども、通知カードには当然のことながら写真も入っておりますので、別途証明書が要ることになっている、そういう趣旨でお話しさせていただきました。

失礼いたします。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） よく分かりました。作った方が得ですんやな。手数料が掛からないということでございます。ただ、先ほど言わせてもらったように、高齢の方がいらっしゃいます。オンラインの場合でも、スマートフォンで顔写真を撮影してウェブサイトから申請情報を送信することで申請。また、さっき言わせてもらったように、顔写真を貼り付けて、郵送して申請することもございます。しかし、このカード発行を市民の利便性を考えた取組として、榎原市では「市民課にマイナンバーカード申請相談窓口を開設します。申請は任意ですが、無料で証明写真、顔写真の撮影も行いますので、是非御利用ください。窓口での申請方法は以下のとおりです。」とずっとあるのですけれども、「通知カードとマイナンバーカード交付申請は十月下旬から順次送付予定ですので、窓口まで持参してください。」と、この案内があるので。窓口まで今届いた通知カードを持って行けば、そこでカード発行の写真を撮ってもらって手続が行われるというシステムを榎原市が導入しております。

また、長野市でも同じような市民の利便性が目的で、社会保障と税の共通番号（マイナンバー）制度で希望者に交付する「個人番号カード」の電子申請ができる証明写真機を市役所に設置したんですね。

利用者は証明写真機で、案内に従ってカード用の顔写真を撮影し、「通知カード」に同封された申請書のQRコードをかざすなどして手続をする。パソコンやスマートフォンなど、インターネット環境のない市民も電子申請が可能となる。英語、中国語など多言語に対応し、履歴書やパスポート用の写真撮影機能もある。写真をスマートフォンに送信することもできる。

設置主体は民間企業で、市が場所を貸し出す。利用者は写真撮影の費用が掛かる。市では、訪れた市民から証明写真の撮れる場所の問合せが以前からあったため、証明写真機の導入を決めたという、長野市の事例でございますけれども、こうした市民の利便性を考えた取組をされたいかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

番号カードの発行につきましては、先ほど来説明ありますように通知カードと共に送られてまいります交付申請書に記名、押印、それから写真を添付して提出することになってございます。その方法といたしましては、郵送あるいは市役所の窓口にお越しただく、あるいはパソコンやスマートフォンから、また一部でございますけれども、街中の証明写真機から申請できるような企業もあるところでございます。

お述べいただいておりますように、橿原市でありますとか大和郡山市などでは希望者に顔写真の撮影サービスを実施しているところでございますけれども、現在のところ五條市といたしましては、受付体制、スペースなどの問題から実施の予定はしておらないところでございます。民間の写真機の設置につきましても、市役所の周辺にはございませんけれども、市内にはイオンや薬局の店頭にもございますし、また庁舎管理規則上、許可がまた必要になってくるという部分もございます。またパソコンあるいはスマートフォンからの申請もできるということもございますので、コスト面とか設置スペースとかいろいろ検討が必要かと考えているところでございます。

今後なんですけれども、証明写真につきましては、決して番号カードだけではなくてパスポートであったり、免許証であったり、あるいは就職する際の履歴書であったりいろいろ使われると思いますので、そういうところを考えまして市民サービスの向上に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）確かにスペース的には今の狭い本庁舎では大変厳しいところがあるかと思うのですが、やはり市民の利便性を考えますと、そういった写真撮影機があつてすぐにマイナンバーカードが発行できるようなシステムの写真撮影機を是非とも設置していただきたいと思っております。市長に答弁を求めませんが、担当課で答えてくれますか。担当課でしっかり努力してそういう写真撮影機の会社と協議しながら、一度アタックでもして、あかんたらあかんで仕方がないことでございますけれども、一度はアタックして取り組んでいただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。市長もよろしくお願いいたします。

次に、三、地域公共交通についてでございます。

（二）第二十五回五條市地域公共交通会議についてでございます。まず会議の概要について担当部長にお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

第二十五回の会議でございますが、十一月二十五日に開催をいたしました。

内容でございますが、まず報告事項として、本年十月一日から釜窪・木ノ原・二見付近において実施しております五條市デマンド交通実証運行の利用状況について報告をいたしました。十月一箇月の利用実績を報告いたしました。登録者数が四百十名、一日当たりの利用者は約八名となっていること。また主に利用されている年代でございますが、七十歳代、八十歳代が非常に多かったということ、利用目的は五條病院への通院が一番多い。次いで、オークワやイオンへの買い物物の交通手段として利用されているということでございます。

続いて、協議事項に入り、議案第一号といたしまして、南奈良総合医療センターへの運行に伴いますコミュニティバスの運行ルート及び時刻の設定並びに既存コミュニティバス五條コースの運行ルート及び時刻の再編について承認を得たところでございます。

新病院への運行の内容といたしましては、五條バスセンターを結節点といたしまして、既存コミュニティバスを五條バスセンターに集めまして、五條バスセンターから南奈良総合医療センターを経由して最終近鉄福神駅前に一日八往復、平成二十八年四月から運行してまいりたいというところでございます。

次に、議案第二号といたしまして、デマンド型コミュニティバス「県営南和団地からJR五条駅線」の運行ルート及び時刻の再編について承認を得ました。

再編の内容といたしましては、主に野原地区の住民の方々が五條バスセンターに来て、そこからさらに南奈良総合医療センター行きの便への乗り継ぎができますように、従来に比べまして運行便数を二便増やして運行時間等を設定したというところでございます。

次に、議案第三号といたしまして、奈良交通路線バス大淀五條線廃止に伴いますデマンド型乗合タクシー「西阿田線」の運行ルート及び時刻について承認を得ました。

平成二十八年三月三十一日をもって路線バスの大淀五條線が廃止されますことから、デマンド型乗合タクシー「西阿田線」を延伸いたしまして、従来の大淀五條線のバス停をカバーしていきたいというところでございます。

本会議の今後の予定でございますが、四月からの新病院の運行に向けまして、運輸局への運行許可の申請をするなど、関係機関と調整をして取り組んでまいりたいというところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） この第二十五回の五條市地域公共交通会議をもって病院への輸送体制が決まったということで理解させていただいてよろしいですか。その輸送体制が決まりました。それが四月一日から運行しますよということでございますかね。それは後ほど議論させていただくといたしましたして、先ほど釜窪・木ノ原・二見付近の五條市デマンド交通実証運行の利用状況を言っていました。登録される方はだんだん増えていかれると思うのですけれども、利用が八人、十月十人、…一日ね、一日に八人、また十一月は平均十名だったと、だんだんこれも増えていこうかと思うのですけれども、一体これは一日何回出て十人になっておるのか、何回出て八人になっておるのか、その辺の実態は分かりますでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

人数的には八人でございますが、中に乗り合いが発生するということがございますので、いわゆるタクシーが出るという回数是一日八人の利用ですと出勤の回数としては七回というふうな認識でおるところでございます。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 七回、また九回か八回ですね。それによって料金が支払われると聞いております。一体幾らになるのですか。この場でお答え願います。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

一回行っただきますと、五千二百四十円を払うということになります。ですから、それ掛ける出勤回数といえますか、走っていただいた回数でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 四万円から五万円が一日に掛かっておると、しかもそれは一台ですね。一台の運行で一日四万円から五万円掛かっておると

いうことでございますね。

前議会でも香芝市の運行事例をお話させていただきました。入札するに当たって一日の一台の費用換算は二万五千円で換算しておる、それが不定時定路線のような形で運行しておるわけでございます。これは倍ほど掛かっていますやん。倍ほど掛かっているのに一地域しか限定できないし、これだけお金をつぎ込んで運行しておるといことですか。これは大変無駄なことと思いませんか、市長公室長。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

金額を比較いたしますと議員おっしゃるように香芝市は一台二万五千円で借り上げて運行していると、五條市の場合は一回五千二百四十円ということ回数、おおむね四万円、五万円というような金額になっているのですが、まず実証運行を開始するときに我々も当然そういうことは議論したのですが、五條市で初めて導入することとございましたので、いろいろデータを取って一回の回数といいますか、それに料金を掛けるとどれくらいになるのかということも未知でございましたし、利用の実態がどれだけあるかということも未知数でございましたので、いろいろ実証運行をやる間にデータを取って、それで次のステップとして料金の設定といえますか、市の負担の仕方はどのようなものかというのをも併せてデータを収集したいということとこういう制度で始めたところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 市長公室長、今の実証運行はいつまでされるのですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

いつまでという期間を申し上げることはなかなか難しいのですが、平成二十八年度の運行に向けて今の実証運行の形で予算要求はさせていただいていると、つまり一年間の実証運行はしたいということで予算計上をしているところでございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 一年間も掛けて実証運行をやって倍ほどのお金を支払っていくのはいかなものかなと思います。それでしたら、いいものを早く仕上げていいものの形で実証運行をやればいいのですよ。安く抑えるような方法で。自分の家の家計やたらどう考えますか。倍ほど

掛かるシステムにお金払いますか。自分とこの家のお金だったらもつと大事にするでしょう。大変これ……市民の、先ほどのバスの運行体系とか地域公共交通会議の身を言っていたら、そして病院に行く手立ては粗方できたかなとは思うのですけれども、その中においてこうした、私から言わせていただければ、無駄なお金を使って、実証運行をするにも余りにも期間が長いし、余りにも費用が掛かりすぎる。それに対してのメリットがない。まして、人数が増えていくほどお金がかさむわけです。一日二十回出たら一日十万円以上のお金が掛かってしまう。それ利用者は二百円でタクシー並みに使えるのですから有り難い話です。しかし、市の取組が悪いがゆえにたくさんのお金が要するという形態になっているじゃないですか。それを一刻も早く解消をしていただきたい。

それでは(二)の交通空白地域・交通手段を持たない方の南奈良総合医療センター通院について、お尋ねしたいと思います。

市長公室長にお尋ねするのですが、交通空白地域という市当局のお考えをお聞かせ願えますか。

○議長(窪 佳秀) 福塚市長公室長。

○市長公室長(福塚勝彦) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

交通空白地域ということでございますが、担当といたしましたしましては、例えばバス停ですとか駅ですとか、いわゆる公共交通機関の停留所的なところから徒歩で例えば同心円で一定時間以内の枠の外にある地域だというふうに認識をしております。

以上でございます。(「九番」の声あり)

○議長(窪 佳秀) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) その一定時間とはそれぞれ違うと思うのですよ。病院に行かれる方は元気な方はいらつしやいません。どつか体が悪いのだから病院に行くのですわ。その方がバス停まで行かなくてはならない。それが十分、二十分、健常者で十五分、二十分掛かるところを空白地域と言うんでしょうかね。霊安寺の方、そしてまた岡のバス停から遠い地域、釜ノ窪の路線から外れた地域もございましょうし、なつみ台もございましょうし、田園もございましょう。そうした空白地域の捉え方、いわゆる交通弱者であるということをしつかりと考えていただきたい。そうでないと健常者で歩いて十分、十五分のところにバス停があるやないかという捉え方をしないでいただきたいと思う。それを解消するためには、先ほど言わせていただきましたドアツードアのデマンド交通なんですわ。それを前回も言わせてもらいましたけれども、何台か走っていたら、そして一日五万円も、台数が重なるほど、行く回数が重なるほど高くつくようなシステムではなくて、香芝市が取り組んでおるような取組を是非とも行っていたらいいと思います。

特に、高齢者ドライバーによる自動車事故が増えております。そして免許証を返す方もたくさん増えてきておろうかと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。この件に関しまして市長の見解を求めたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 山口議員の質問にお答え申し上げます。

まず、南奈良総合医療センターへの通院手段につきましては、先ほど担当部長から説明がありましたとおり、五條バスセンターを交通結節点として、来年四月から新病院開院に向けて準備を進めています。

そして、釜窪・木ノ原・二見付近の実証実験につきまして、御指摘のとおり大変山口議員が言ったとおり私たちも無駄なお金を使わないために、早くそれを実証実験の成果を挙げて、そして新しく早く移行するように努力したい、新年度予算も今部長の方から予算を計上していますけれども、ただその中できちっと精査をして、新しく早く移行して、無駄なお金を出させないような形の中で進めてまいりたいと考えております。

そして、交通空白地域への対応につきましては、大変難しいところがございます。山間部においてのいろんな形の高齢者の皆さんに対してどうしていくかということで、大変苦労をしているのも事実なんですけれども、全体的な流れでフルデマンド、コミュニティバスを連携しながらよりサービスの高い形にはやっていきたいと思っていますけれども、ただ一〇〇パーセントということは大変難しいと思いますけれども、できる限りの対応を市民の皆さんが御理解いただけるような体制でしてまいりたい。そしてただそれ以外にも通勤、通学いろんな分野も全てありますので、そこらをトータル的に考えていかなければならない部分もありますので、そこらをまた踏まえて検討して頑張りたいと思います。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 市長、頑張っていたかと思うんですよ。いつ頃までに成果出ますかな。もう病院が四月一日にオープンなんです。最初に病院に通院していただかないと、一旦ほかの病院に行ってしまうと、なかなか……、いい病院やさかいに来てやというても、なかなかお客さんという言い方は失礼ですけども患者さんは戻ってこない。五條病院は近かったから行ったけれども、今度は遠くなった。行く足が不便になったと、当然五條病院周辺の方は言われるかと思うんです。そうした交通空白地域に近い霊安寺方面、そういったところの交通手

段を一刻も早く整備していただきたい。これをするに当たっては市長の鋭意決断が必要となってまいります。この平成二十八年、来年度を待たなくてもいい実証が出れば、すぐさま手を打っていただきたいと思うのですけれども、その辺市長の御覚悟はございますか。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げます。

確かに早くするべくこれからも努力をしまいたいと思いますが、全てトータル的な考え方もしなくてはならない。これだけではない、全体的な流れも踏まえて早急な対応をして頑張ってまいりたいと思います。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） どうかよろしくお願い申し上げます。時間も迫ってまいりましたので、後二十五分程度です。

四番の質問に移らせていただきます

四、市所有地の利用と管理について、でございます。これらの質問をさせていただくに当たりまして、まずもって、一言、言わせていただきたいと思えます。本来であれば担当課と膝詰めで解決の方向に進むべきところ、担当者に問題の答えの期日を切っていたのにも関わらず何の連絡もなく、人づてで私がこう言っているのを聞き、すぐさま説明していただいたが、担当者の正当性を聞く羽目となり、このたびの質問となりました。大変お聞き苦しいところもあるかも知れませんが、よろしくお願い申し上げます。

特にこの担当課、街路樹以外でございますけれども、十月十日に担当課にお話させていただいて、その後こちらから連絡するまで何の答えもない、期日を切っておったにもかかわらず、何の連絡もないということでございます。

それではまず最初、（一）街路樹の管理についてでございます。どのように計画を持たれて管理をされているのか、担当部長よろしくお問い合わせいたします。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 山口議員の御質問にお答え申し上げます。

街路樹の管理につきましては、現在建設課におきまして業者に委託している箇所は、市道北部幹線、市道岡中線、田園地区内の市道、エルベタウン五條内の市道、市道住川一号線、テクノパークなら内の市道、北宇智工業団地内の市道の沿線沿いにある街路樹であります。

低木につきましましては、年次計画に基づき順次せん定を行っており、高木につきましましては、木の成長に合わせて状況確認を行い、委託計画を立てているとございます。

その中で住宅周辺につきましましては、落葉樹の葉が落ちる前にせん定をしてほしいとの要望をお受けすることもありますが、緊急性のある箇所につきましましては、職員による作業やシルバー人材センターにお願いして処置しているところもございます。

このような状況を御理解いただき、地元の皆様方にお世話をお掛けし、落葉などの清掃を行っていただいているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 低木は年次計画を持って取り組んでおるといふ、高木に関しては何の計画もないというふうにとらせていただいております。かな。

○議長（窪 佳秀） 田中市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 山口議員の質問にお答え申し上げます。

何の計画もないというお言葉ですけれども、成長に合わせてその年度ごとに状況の確認を行って委託の計画を立てるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 九月二十四日に田園地区から陳情書が出ております。

街路樹、特にイチョウのせん定及び伐採についてのお願いでございます。

イチョウの木でございます。大変生い茂って防犯灯を遮光しておる。そしてまた防犯灯の線にイチョウの枝が接触しておるので早くせん定してほしいという要望書が上がったわけでございますけれども、その要望書もなかなか返答がないのが現状でございます。返事を出してよということと問合せをしたら返事がやっと来た次第でございますけれども、イチョウ、銀杏になりますね。実なっただろうなるか分かりますか。下に落ちて、大変臭いのするもので、まして踏んだら滑る。葉っぱも滑りやすい。そういった中、大変葉っぱが一杯なのでボランティアで掃除していただく。掃除をするけれども、昔でしたら落ち葉を集めて燃やすことも可能でしたでしょう。しかしながら野焼きはできない。

ごみ袋に入れなくてはならない。みどり園と相談させていただいて無償提供をしていただいた経緯がございます。イチヨウの木の周辺の人たちに掃除をしていただくために無償提供させていただいた経緯がございますけれども、この要望書を出して現場を見ていただいたんですかな。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 山口議員の質問にお答え申し上げます。

要望書につきましては、私確認しております。担当課において現場確認等をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） いつ行かれたんですか。葉っぱが一杯あるときとないとき、全然違いますよ。葉っぱがあるときはものすごく防犯灯が暗い、遮断しますわ。それを見たら早いこと切らなあかんと思うのですけれども、いまだに手を付けていただけじゃない。もうこんなやり取りしていても始まりませんけれどもね。しっかり現場を見て判断していただきたいし、今、高枝切りバサミとかいいものありますやん。脚立がなくても切れるそういったものでも使って早急にそういうところはやっていただきたいと思っておりますので、これ以上のことは言いませんので、どうかよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、年次計画を立てておると言いますけれども、立てておいたらそんな苦情なんかきませんよ。きちつとできていないから苦情がくるんですよ。ということでございますので、よろしく願います。

（二）の駐車場の利用状況について、でございます。この件も先ほど申し上げましたように、十一月十日にお話しに行つてその後私どもも忙しいし、十日ほどの猶予期間をもって答えが出たら教えてくださいよということを担当課にお話しておつたんですけれども、返答がない。ある議員が住宅を視察に行くさかいにちよつと言うといてよと、山口こんなことを言うてるでということ、その話を聞いて初めて答えが返ってきたわけでございます。答えが返つてきても、自分たちの責任はないというような話でございます。

何の話か全然分かりませんので、取りあえずこの話をするに当たりまして、この問題としている場所については駐車場の利用者やお世話をいただいている方がいらつしやいますので、場所の公表は避けたいと思っておりますので、どうか御配慮していただきますようお願い申し上げます。当然のことながら部長はその場所を御存じですので、お願いいたします。

今の問題としております駐車場として利用されている状況を、地名を抜いてお教え願いますか。

すみません、それに入るまでに、本市で所有しております駐車場の利用状況を担当部長にお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

市が設置しております駐車場につきましては、地域におきます道路交通の円滑化を図りまして、地区住民の利便に資するため、五條市駐車場設置条例に基づきまして、八箇所、それから北山周辺地域におきます観光施設等への来客者の駐車場の便宜を図るために、五條市北山駐車場設置条例に基づきまして一箇所、さらには市民会館等の公共施設等への来客者の駐車場の便宜を図るために中央体育館横に一箇所設置してあるところでございます。

また、新町地区周辺を訪れていただく方々のために、土地をお借りいたしまして設置しているものもございます。これらの駐車場の利用につきましては、無料ということでございます。

また、JR大和二見駅北側に設置しております臨時駐車場につきましては、十七台分のスペースでございます。月ぎめで五千円でございます。現在の利用台数は四台でございます。

また、土地開発公社が五条駅前に設置しております臨時駐車場につきましては、駐車スペースが七十七台ございまして、駐車料金につきましては、二時間までが無料、二時間を越えますと、一日五百円ということになっております。月約二百五十台の御利用をいただいております。その公社の駐車場につきましては、月ぎめもやっております。月額六千円で、利用いただいておりますのは六台となっております。いるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 今問題となっております団地のそばに自治会が駐車場を造ったわけでございますけれども、そういった形の駐車場はほかにございますか。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたのは不特定多数の方を対象に一般利用といいますが、というものでございました。その他広い意味での駐車場という

ことですが、当然市役所もございますし、あるいは公園、市営住宅など、各施設に付随するものがございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それらの駐車場は条例を持って設置しておるといふふうに解釈させていただいてよろしいですかね。条例ありますやん、五條市駐車場設置条例、昭和五十三年三月三十日、条例第十一号第一条「地域における道路交通の円滑化を図りもって地域住民の利便性を資するため駐車場を設置する。駐車場は以下のとおり……」ということ、八箇所、先ほど言われた八箇所でございます。それで条例化しております。そうしたところでございます。それさえ理解していただいたら結構かと思うんですけども。

ただ、私がなぜこういう話をするかといえば、団地の入り口に有料のモータープールがあります。今まで団地を御利用の方はそこに停めておりました。隣に自治会が市から借り受けた土地で無料で駐車場を設置しました。当然のことながら、そこのお客さんはこっちへ流れます。官が民を圧迫しておるわけでございます。そういうった中で今回、本当は膝詰めでじっくりと話をしたかったですけれども、自分たちの保守的なことばかりしか言わないので、この場で取り上げさせていただいたという経緯でございます。ですので、その駐車場ができた経緯・経過について担当部長、お願いいたします。

○議長（窪 佳秀）田中市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）山口議員の質問にお答え申し上げます。

まず、建設課で管理しております住宅についての状況についてお答えしたいと思います。

現在、駐車場を設置していますのは新今井団地と野原東住宅の二団地、六十区画でございます。当初の計画といたしましては、一戸一区画を割り当てられるよう整備しており、現在四十八区画から駐車料金をいただき使用していただいております。

市営住宅において、建設年度の古い住宅につきましては、駐車場を整備していない住宅が多く、慢性的な駐車場不足から高齢者の方や体が御不自由な方への対応や緊急車両の進入などに支障を来たし、また居住者同士の駐車場に関するトラブルも発生していると聞いております。

このような状況の中で、牧野住宅、東宮住宅、野原公園住宅、今井団地住宅及び新日の出住宅周辺の市営住宅自治会に空地となっている部分について、その土地の維持管理を無償で委託し、維持費用については地元自治会で御負担をいただき、その土地を駐車場として使用していただく旨の契約を締結し、少しでもこのような現状を解消するため、入居者にとって有効に利用していただいております。

ということ、今回の事案につきましても、この趣旨で進めさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）有料のモータープールは団地ができたときに、中に駐車場がないのでお宅の土地を埋めて駐車場にしてくださいと市から頼まれて駐車場を造ったそうでございます。そういった経緯があるにもかかわらず、民の人に断りもなしにそういったことを進めるのはいかなものかなと思うのですが、その辺どうお考えになりますか、部長。

○議長（窪 佳秀）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）山口議員の御質問にお答え申し上げます。

……ができた当時について、今議員おっしゃられましたことについて、……（「今の言葉、議事録から削除するように言うて」の声あり）すみません。

○議長（窪 佳秀）ただいまの発言のことについて削除願います。どうぞ続けてください。（議場に声あり）

お諮りいたします。ただいまの田中都市整備部長からの発言について、お諮りしたいと思います。削除させてもらってよろしいですか。

（議場に声あり）

ただいまのことにつきましては、後ほど議会運営委員会にて協議いたしたいと思います。答弁を……。

○都市整備部長（田中稔泰）失礼いたしました。

建設当時の状況について、私どもちょっと承知しておりませんが、団地の方々、特定という形で駐車場を設置する際、近隣の周辺の皆様、それから関係者の皆様に配慮がなかったというところは、ちょっと配慮が足らなかったというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）配慮が足りませんでしたわな。ちょっとした配慮があればこんな問題起こらへんのですわ。昔の図面出してきた、「ここ駐車場にする予定でした。」って、その当時は建物が建っていたはずやねん。そういう言い訳もするからね、こういうことになってくるんですわ。

そしてもう一つ大事なものは、きちっとした条例で駐車場を定めておるにもかかわらず、そういった個人、個人ではないですけれども民間の自治会に中間点を置いて貸すというのは、それは条例には引つ掛からないと思うのですけれども、きちっと厳密に言えば条例で上げて、ここは駐車場ですよという規則があるのですから、その中での運用をしていくべきだと、こう考えるのですけれども、部長いかがですか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 山口議員の御質問にお答え申し上げます。

その辺の整理につきましても、担当課を含め関係課と調整して整理してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） どのように整理されるのですか。具体的に教えてくださいよ。整理していくって、全然意味分かりませんわ。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 山口議員の御質問にお答え申し上げます。

関係法令等、私今すぐにお答えは持ち合わせておりませんが、必要なものについて検討し整理させていただきたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） それでは部長、これは条例に引つ掛かるか、引つ掛からないか協議されたのですか。その駐車場するに当たって。答弁願います。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 山口議員の御質問にお答え申し上げます。

私がこの件に関して直接内容を協議したというところにつきましては、私としては分からなかったというところでございますが、担当課におきまして、これまで事例があったことも含めまして、進めてきたのかなというふうに思うところでございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 山口耕司議員に申し上げます。山口耕司議員の一般質問の持ち時間は後三分となっております。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）あのね、条例に当たらないかもしれないけれども当たるとも当たらないのですね。その条例すら手元にないというのはね、議論するのはおかしいじゃないですか。手元にその条例があつて議論ができるわけでしょう。こんな議論になりませんよ。そら市長は答弁していただいたら結構ですけども…。担当部長がその駐車場の条例も持っていない、手元にない、そんな馬鹿な話があるんですか。今駐車場の話をしているんですよ。もう後三分しかないということですけども、市長お願いします。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀）九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

部長からも今説明ありましたけれども、これは解釈ということで御理解をしていただきたいのですけれども、市としてはあの建物を撤去した時点において自治会から貸していただきたいということで、市は委託として自治会の方にお願ひしていると、それは管理も含めてという解釈と、今、駐車場との議論がありますけれども、確かにその条例に関しては、これは違反ではございません。ただ、駐車場となれば、市は当然条例がありますので、それに抵触した形の中でやっていなければなりません。当然ほかのところでも駐車料金はもらっている、そういう解釈はできると思います。ただ、これに関しては、今、山口議員がおっしゃったように整理をしなくてはならないと、当然市は自治会に対して委託をして、その管理も含めて渡し、それがたまたま……たまたまと言つたら言葉がおかしいかもしれませんが、駐車場にしているという、これがいいのか悪いのかは別として、これはきちつと整理をして、駐車場として市が貸すのか、それともそれを自治会とどういふような形でやっているのかということをきちつと整理をして、今後進めてまいりたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）官が民を圧迫しています。あつてはならないことですか。当然無償で提供されるのは大変その地域住民の方にとっては大変有り難い話です。しかしながら営業やっている、まして固定資産税も納めていらつしやるところに対して横で無償でやる。うどん屋の横でただのうどん屋をやっているのと同じですわ。それは市が営業しているということになつていくんですよ。そのまま放置したままです。で、答弁返してくれと言つたら、全く自分らの責任のないような答弁の仕方をなさる。それもいかなもんかなと思ひます。

当然しっかりと配慮、周囲を見渡して今後どういふような対応をとつていくかしっかりと見てまいりたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で九番山口耕司議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十二分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

二番、平岡清司議員の質問を許します。二番平岡清司議員。

〔二番 平岡清司質問席へ〕

○二番（平岡清司）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

一番目に、新婚世帯の補助についてであります。

十月に総務文教常任委員会で五條市人口ビジョン案及び五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略の報告を受けました。市民の方とよくお話を  
する中で、「少しでも人口増やし、元気なまちにしてよ。」と、よく言われます。

今年度から地方創生の交付金を活用し、新婚世帯やUIJターンの世帯に支援をされていますが、どのような取組か、その概要をお答えく  
ださい。

○議長（窪 佳秀）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市新婚世帯住宅取得補助金でございますが、婚姻の届日から起算して三年を経過しない新婚世帯の方が、市内で住宅を取得した場合に、  
経費の十分の一の額、五十万円を上限として補助をしているというところでございます。

次に、五條市UIJターン住宅取得補助でございますが、こちらは五條市に定住しようとする転入された方が、市内で住宅を取得などをした場合に、こちらも経費の十分の一、上限額が百万円として補助金を交付するというものでございます。

なお、新婚世帯とUIJターンの両方に該当する方につきましては、新婚世帯住宅取得補助金の上限額を五十万円ではなく二十五万円としているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 前回も他の議員さんからも質問されておりましたが、今回、再度質問させていただきたいと思っております。

それぞれの補助金を決定するには、どのような基準でされているのかお答え願えますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

交付条件の確認につきましては、戸籍の附票、住民票などによりまして、転入の日ですとか婚姻日などを確認しております。

また、本年度内に補助対象者の名義で所有権の保存又は、移転の登記を完了しているかなどについても、登記簿謄本など公的な書類により確認を行っているというところでございます。

交付に当たりましては、本事業の趣旨、目的にあったものであるかどうか、また要綱に定めております交付条件を確認できる書類等によってしっかり確認した上で、補助の可否を判断しているところでございます。

公金を執行して補助をするわけでございますから、説明責任を果たすことが当然求められます。誰もが確認もでき、納得もできるようなものでなければならぬというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 確認についてのやり方は分かりました。

次に、目的と今後の運用ですが、前回、他の議員さんの質問では、新婚世帯が家を建てるときに、子供さんのローンが通らないので、親の名前でローンを組みましたが、登記が親のために補助金の対象にはならないということでありました。この取組というのは、そもそも若い人

らに五條市に住んでいただききたいというのが本来の目的であると思うのですけれども、そこでもう一度、どういう考えでやられているのか、その目的について一度お願いします。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

この制度の目的でございますが、本市への転入を促し、人口減少に歯止めを掛ける、五條市を活性化し元気にすることというのを目的として、国の交付金を財源として始めたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） この間、報告のあった五條市人口ビジョン案の中にも書かれておりまして、基本姿勢一の中に、「若い世代、子供を産み育てる世代を増加させる。本市の特性として合計特殊出生率が全国平均よりも低く、さらに県平均よりも低いこと、また十五歳から三十歳に掛けて、特に二十歳から二十四歳の転出が多いこと、若い世代や子供を産み育てる世代が安心して定住することができる取組が重要であります。」とこういうふうに書かれてあります。

若い世代にこの町に残ってもらい、またこの町に移住していただくのが本来の目的でないのかと私は思うのです。そういうことで、若い人が五條市に住んでいただき、また来てもらうことによって、今問題になっている空き家対策の一つにもなるのではないかと考えるわけでございます。

現状のままでは非常に審査が厳しく、また本来の目的からちよつとずれておるのではないかという思いもございます。登記が今現在では本人に限られておりますが、例えば登記が親、親族であったとしても、この補助金が受けられるように、今の要綱を改正していただくお考えはございますでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁させていただきましたように、この制度自身の趣旨が、一人でも多くの、特に若い世代の方に五條市に住んでほしいということでございます。しかし公金を執行して補助をするということでございますので、やはり公的な書類で確認をしていかなければならないと考え

ておりますので、現行の制度のままでも運用してまいりたいと考えているところですが。

ただ、我々が想定をしていないようなパターンが考えられることも否定できませんので、そういうことも含めまして、本来の趣旨に合うようにということも勘案しまして、いわゆる公的な証明というふうなものに準じるもので確認できた場合には、というようなどころを慎重に判断していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 今話を聞いておいたら、登記簿謄本が名前になってなかったら駄目とか、そういうふうなお話で、そういうような解釈の中で、例えば目的として、若い人たちに五條市に住んでもらうということが第一の目的だと思うのです。登記がどうかではなしに、実際担当課がそのところに行つて、もちろん住民票とかそういうふうな確認もしていただかなあかんと思うのですけれども、そこに住んで五條市におつてくれるかどうか、住んでいただけかどうかというのが目的やと思うのですね。例えば登記が本人であったとしても、そこにずっと住んでくれるかどうか、これは分かりませんね。そのことを、例えば五年という区切りがあるかも知れませんが、実際五條市におつてくれるということが目的であるならば、この縛りというのはちょっときついんじゃないかなというふうにも思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

きついかきつくはないかと、きつくしてあります。それは公金を執行するために皆様に説明できるようにということと厳格にしてあります。ただ議員がおっしゃるように、本来の目的ということもございまして、それらを併せて考えていきたいと思っております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 今市長公室長からきつくしてあるということと答弁いただいたのですけれども、やっぱり僕にしたらね、それが目的から外れているような考えというか、そういうようなお答えを受けたのではないかと思います。やはり若い世代に残ってもらつて、今地区を見渡して五條市の中でも若い世帯がかなり減っている。例えばよその市町村でやっていないことでも、例えば五條市がここを緩くすることによって、

また来ていただけることがあるかもしれない。きついということは、公的なお金を使うということでやられるから行政側としては当然のことやと思うのだけれども、その中で少しでも変わっていただければ、その辺も一度検討していただきたいと思えますので、そのこともよろしく願います。

市長には答弁を求めませんが、目的に合った判断を今後よろしく願いますので、若い世代がまた五條市に住んでいただき、市が応援するというところで素晴らしいことではないかというふうに思いますので、どうぞよろしく願います。

そして、次の質問に移ります。

次に、防犯カメラ・ドライブレコーダーについてであります。九月議会の総括でも質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。

五條市内における防犯カメラの現状はどうなっているかお答え願えますか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市内におきます本市が整備した防犯カメラの現状についてでございますが、本陣地下歩道に整備した五基を含めまして、JRの各駅前に六基、また小・中学校で十八基、幼稚園四基の合計三十三基を整備完了しておるのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 香芝市の拉致誘拐事件、高槻市の殺人事件などを受けて、五條市として防犯カメラの整備に向けた取組状況についてもお答え願えますか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

先般の香芝市での事件を受けまして、五條市内における防犯カメラの整備におきましては、教育委員会や管財課といった関連する部局を集めた組織横断的な担当者会議を開催いたしました。市が保有する公共施設での防犯カメラの整備など多角的な手段、方法について検討を重ねておるところでございます。

このような中、教育委員会では、未整備であった市内の四つの中学校に防犯カメラの整備を決定いたしました。本定例会に補正予算を計上しているところでございます。

また、犯罪抑止に関しましては、地域防犯力の向上が重要な要素となることから、地区自治連合会などに働き掛けを行った結果、先般、あづみ台地区におきまして、自動販売機の設置会社を活用した方法により防犯カメラを整備し、併せて防犯効果をもたらす「防犯カメラ設置地区」という看板も地区自治会で整備していただいたところであります。こうした取組も行っているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 五條市においても八月に野原地区で忍び込み事件、九月には五條病院駐車場では強盗事件が発生いたしました。

防犯カメラの整備に関しましては、待ったなしの状況だと今言えるのではないかと思います。このことから設置についてどう考えられるのか、お答え願えますか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問のとおり、五條市におきましても、先般九月二十五日に五條病院の敷地内におきまして、銀行の集金係が襲われるというような強盗事件が発生いたしました。五條警察署といたしましても、鋭意捜査しておりますが、いまだ未検挙という状況と聞いております。

この事件に関しましても、確かに、周辺に効果的に設置された防犯カメラがなかったことから、捜査が難航していることは事実であります。市内に防犯カメラを整備することは有益だと考えるところでございます。ただ、防犯カメラを整備するためには、高額な設置費用や電気代などの維持費、故障などに伴うメンテナンスなどの経費を要します。また、防犯カメラによる撮影画像と、個人情報を取り巻く法的な問題を巡りましては、九月の通常国会におきまして個人情報保護法の一部改正が行われまして、顔認証情報の個人情報化が盛り込まれ、今後の整備におきましては十分な検討を要する事項とも言えます。

これらのことを踏まえまして、法的な諸問題をクリアしつつ、先ほども答弁させていただきましたとおり、自動販売機設置会社の活用を含めまして、市内の企業や自治連合会への働き掛けによる地域防犯力の向上など多角的な手段、手法で整備を進めているところでございます。

併せまして、本年八月から施行しておりますドライブレコーダーの装着費用に対する補助金事業でございますが、継続実施をいたしまして、五條市民が保有する自家用自動車への普及率を向上させることによりまして、『動く防犯カメラ』としての効果を期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今答弁の中で、顔認証情報という言葉が出てきたのですけれども、それはどういうことなのか、ちょっと説明願えますか。

○議長（窪 佳秀）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

顔認証情報といいますのは、例えばコンビニエンスストアにおきまして、来店するお客様の防犯カメラの撮影データを解析、蓄積することによりまして、その店の仕入れや、年齢層、性別などによる嗜好などの情報として活用しようとするために、客の顔を特定する画像情報を指すなどが言われております。

具体的には、防犯カメラで撮影した個人の顔を認識させ、その客がどのくらいの頻度で来店するかという情報となりますと、個人のプライバシーに関する情報ということにもなるわけですが、これらの情報は、憲法で保障された人権として保護されるべきものでございますので、「顔認証情報は個人情報に属する情報として扱います」という、そういうものがいわゆる顔認証情報の関係でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）そしたら録画したものの顔を出したらあかんということですかね、勝手に出したらあかんということでもいいのかな。そう捉えていいですか。

○議長（窪 佳秀）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

出したらあかんかどうかという、今後こういうことについて個人情報なのでどういうふうに扱うかということ、今後検討していきましようという入り口に立っているというのが、今現状かと思えます。実際のところ法整備とかいうのが後になっているのが現状というふうに向つ

ております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）それとまた動く防犯カメラということで、ドライブレコーダーのことをおっしゃっていると思うのですけれども、これは一体どういうことなのか。ちょっと説明願えますか。

○議長（窪 佳秀）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）私、ただいま『動く防犯カメラ』という表現をさせていただきました。そのことについての御質問にお答え申し上げます。

最近販売されておりますドライブレコーダーでございますが、運転中に映像記録とかが常時記録されているわけでございますけれども、カメラに映っている範囲といいますのは車の前面ばかりではなくて、歩道や対向車線、そういう部分の範囲も撮影されております。そのためドライブレコーダーを装着した車両が事件や事故の発生現場に遭遇するといいますか、通行していた場合、その事件の犯人や事故の様子などを映像している可能性というか、そういうケースがございます。

本市のスタンスといたしまして、固定式の防犯カメラの整備と並行いたしましたも、ドライブレコーダーの普及率の向上が、五條市の広大な面積を持っている地域におきましては、ある意味細かい防犯体制の確立につながるということになるのではないかとすることもございまして、実際に先ほど私が御説明申し上げました九月の五條病院での強盗事件に際しましては、補助金の交付をさせていただいた皆様に対しまして、警察からの協力要請もしておりますし、公用車の映像記録につきましても、捜査協力をしたところがございます。

以上が、いわゆる動く防犯カメラという、そういうふうなイメージでございます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）その動く防犯カメラで、例えばどこかで車が動いている間に録画しているのです、それが事件解決につながる可能性があるという、それで増やしていきたいという、そんな考えでよろしいですか。……分かりました。

今もドライブレコーダーの話が出ましたが、今後ドライブレコーダーの補助金事業についてお尋ねいたします。

本年八月から施行した補助金事業に対するドライブレコーダーの反響はどうだったのかお答え願いますか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

本年八月一日から施行いたしましたドライブレコーダー装着に対する補助金でございますが、市民の皆様方の反響も大きく、募集開始からわずか十日後の八月十日には本年度に予定しておりました募集台数の五十台に達しまして、募集を締め切ったところでございます。その後におきましても、申請に間に合わなかった市民の方々から、事業の継続を望む声を多数頂戴しているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） とても反響が良かったということで、その中で、今後またそういう事業を行う予定があるのかどうか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま答弁をいたしましたとおり、ドライブレコーダー装着の補助金事業につきましては、先ほども申し上げました動く防犯カメラとしての効果を期待しております。市民が保有しております自動車への普及率の向上が防犯効果を生むものと考えておりまして、来年度につきましても、市民の大きな反響を踏まえまして、大幅な募集台数の増加を考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 私のところにも、ドライブレコーダーが出たときにいろいろ問合せがありまして、まだいけるのかなどか、そういう電話が何回かありました。危機管理課に確認を取ったところ、ちょうど今終わったんですというようなこともございまして、またやってもらえるようをお願いしてよという声が多々ございました。

動く防犯カメラとしての期待もありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）以上で、二番平岡清司議員の質問を終わります。

次に、七番、岩本 孝議員の質問を許します。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝質問席へ〕

○七番（岩本 孝）議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり七番岩本 孝の一般質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

初めに、一、有害鳥獣対策についてです。

特に被害が大きいのが柿に対する被害で、私も友人からの電話で現場に直行し、余りにもすごい状況にびっくりいたしました。手首ほどの太さの枝がボキボキに折られ、顔ぐらいまでの高さの柿は全部食べられています。このような状況が五條市内、特に西吉野地域でたくさん見受けられました。せん定、摘蕾、摘果、消毒、草刈りと何箇所も掛けて苦労されている生産者にとって、一晩で全ての努力や苦労が無駄になってしまいます。このような状況では農業従事者の生産意欲の後退や、耕作放棄地の増加につながっていくと思います。

それでは一、捕獲状況についてお尋ねします。今年も含めて過去五年間、イノシシ、鹿、アライグマの捕獲状況をお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減のため、五條市鳥獣被害防止計画に基づき個体数調整を行っております。過去五年間のイノシシ・鹿・アライグマの捕獲数について御報告申し上げます。

平成二十三年度につきましては、イノシシ二百五十一頭、鹿三百五十三頭、アライグマ百十四頭。

平成二十四年度につきましては、イノシシ二百九十九頭、鹿三百三頭、アライグマ百三十四頭。

平成二十五年年度は、イノシシ七百八頭、鹿三百七十頭、アライグマ百十一頭。

平成二十六年年度、イノシシ九百十九頭、鹿三百九十頭、アライグマ百七十一頭。

平成二十七年年度、十一月末時点で、イノシシ三百十四頭、鹿百二十一頭、アライグマ七十九頭でございます。

昨年度の同月実績と比べますと、イノシシ三十一頭、鹿三十四頭が増加し、アライグマにつきましては、七十七頭少なくなっております。以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）五年間の捕獲状況をお聞かせいただきましたが、たくさん捕っていたに割に被害が増えておる。今、捕獲した有害獣を、アライグマを除いてイノシシ、鹿をジビエールで十月から衛生的に処理し、安全な食肉をジビエとして販売し、また有効な地域資源として、有効活用を図っておりますが、処理実績についてお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

ジビエール五條での処理実績について御報告いたします。

十月のイノシシ捕獲数は三十六頭で、ジビエール五條に搬入いたしました数は十八頭、搬入率は五〇パーセントでございます。

鹿の捕獲数は二十頭で、施設に搬入した数は十二頭、搬入率は六〇パーセントでございます。

十一月のイノシシ捕獲数は五十四頭で、施設に搬入した数は二十七頭、搬入率は五〇パーセントでありました。

鹿の捕獲数は十七頭で、施設に搬入した数は九頭、搬入率は五二パーセントであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）搬入率は大体五〇から六〇パーセントとお聞きしてますんやけれども、後の残りのパーセントについては、小さかったり処理ができないということではよろしいですか。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

議員がおっしゃられるように小さかったり痩せていたりということ、食肉に向かないものであったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）分かりました。

次に、ジビエ肉は大変好評を博していると聞いておりますが、どこで販売しているのかと、また肉が足りているのかどうかをお教え願えま

すか。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

ジビエの販売につきましては、現在、大塔道の駅で行っております。

それ以外に、来年一月頃から、ならコープで販売する方向で調整を行っております。

ジビエ肉を食べられる店は、市内の料理店で提供できるよう営業活動を行っております。

また、市外の東証一部上場の大型レストランやホテルから視察があり、取引をしたいと申出がございましたが、現在のところ安定供給ができないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 安定供給ができないということは、肉が不足しておるといふことでございますね。肉が不足しているといふことであれば、集団捕獲装置サークルDと言って、西吉野町の大峯地域で試験的に鹿の捕獲にサークルを設置して、鹿の捕獲に使用しておるといふ話を聞きましたけれども、この装置でイノシシも捕って、肉不足を解消できないかということと、またこの装置の内容についてお伺いします。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

イノシシ、鹿等を一齐に捕獲するために、国から鳥獣被害防止対策事業で、ICTを利用した誘導捕獲柵等の事業を実施する場合、市町村には交付金が交付されることとなっております。

これは、縦四メートル、横四メートル、高さ二メートルの移動式の囲いわなであります。

扉を閉める方法につきましては、ICTを用いた新技術で、設定した頭数が入るとセンサーで扉が自動的に閉まるという電子トリガーを活用しております。

今年度は平沼田自治会の協力を得まして、試験的に設置を行う予定をしております。

今後もこの補助金を活用して、ICTを用いた新技術等高度な対策の導入を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ICTと申しますと、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーでよろしいですか。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）御質問にお答え申し上げます。

インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー、情報を伝える技術ということでございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ありがとうございます。

次に、そのICTを利用した装置で、高齢化現象によってとてもハンターが不足しているように思いますけれども、有害獣を捕獲するのにハンターの育成は大変重要になってきますので、捕獲体制の充実ということについてお尋ねします。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市鳥獣被害防止計画に基づきまして、捕獲体制の整備を行っております。

本来アライグマを捕獲するには狩猟免許が必要ですが、五條市で行う無料講習会を受講することにより、三年間の許可書を発行し、自分の敷地内に限り狩猟免許がなくてもアライグマを捕獲できるようになり、市民の皆様にご協力をいただいております。

平成二十三年度は七十二名が受講されました。平成二十四年度は三十四名、二十五年度は六十六名、二十六年度は六十四名、二十七年度は四十二名受講されました。

狩猟免許取得の推進としましては、奈良県と協力をしまして、ハンターの育成に取り組んでおります。

平成二十三年度は十三名が狩猟免許を取得されました。二十四年度は十二名、二十五年度は六名、二十六年度は十三名、二十七年度は二十一名取得されました。

今後も、五條市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲体制の整備を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）平成二十三年度から割にたくさんの方が狩猟免許をお取りいただいていますけれども、それに掛かる費用は幾らぐらいのものですか。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

狩猟免許を取るには、まず講習料一万二千元と試験の手数料五千二百円、合計一万七千二百円が必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今一万七千二百円、多くの有害獣がいる中で、ハンターを育成するために市として幾らかの補助金を出して、ハンターの免許を取るのにちよつとくらい補助してあげようというお考えはございませんか。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

国からの鳥獣被害防止対策事業の補助金で現在、捕獲おりや捕獲活動として補助をいただいております。その一部を狩猟免許取得の補助に使うことも可能ではありますが、全体のバランスを考えて、今後検討していきたいと考えています。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）是非とも少しで結構ですので、その補助金を交付していただいて、ハンターの育成に努めてほしいと思います。

最後に、有害獣対策について、市長に総括的に御答弁願います。

○議長（窪 佳秀）太田市長。

○市長（太田好紀）七番岩本議員の質問にお答え申し上げます。

有害獣の捕獲状況、いろいろとるる説明を部長の方からしていただきました。

大変被害が多いということも聞いております。そういう状況の中で、いろいろ形の中で地域に密着した、また捕獲をしてジビエとして販売をしようという取組から鋭意努力しておりますけれども、ただしイノシシ、鹿が年々増えている部分と、個体数の調整をしておりますけれども、なかなか被害が多く、年間、農業の皆さんから「大変な被害である。」ということも聞いております。

そういう形の中で、先ほど部長の方からお話があったように、国からの鳥獣被害の防止対策事業の補助金というのが出ております。それを使えるというお話もありましたけれども、トータル的な全体的な流れの中で、今後どれがベストなのかということをよく考えて、進めてまいりたい。

農業をされている方、またそういう被害があつて意欲が低下しないような形の中で、今後も取り組んでまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ありがとうございます。よろしく願います。

市行政におきましては、防護柵、金網の調達、ハンターの要請等いろいろ有害獣対策に大変努力していただいておりますことに感謝をしながら、次の質問に移ります。

大きな二、災害時の職員の招集体制について。

台風等による水害等においては、市職員の皆様には常日頃から大変御苦勞をお掛けしておりますことに感謝しております。

さて、職員についてはベテラン職員が定年退職等でどんどん少なくなっていく中で、新人職員が入って頑張っていたところがございます。

現在、職員のうち市内外在住の人数と比率をお伺いします。

また、来年の三月に、今おられます部長さんも退職されますが、この退職した後の人数と比率についてもお教え願えますか。

○議長（窪 佳秀）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

本年十二月現在の全職員四百七名のうち、市内居住者は三百五人、率といたしましては七五パーセント、市外居住者は百二名、率といたし

ましては二五パーセントであります。

また、現時点での情報を基に退職と採用予定者を考慮いたしましたして、平成二十八年四月の見込みといたしましたして、全職員四百七名のうち市内居住者は二百九十一人、率といたしましては七一パーセント、市外居住者は百十六名、率といたしましては二九パーセントであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今年中は地震は分かりませんが、風水害は三月までは余りないだろう、四月からは四分の一強の方が市外在住であつて、市外から優秀な方が入ってきていただいているのはものすごく有り難いんですけども、いざ地震とかそういうふうになった場合にはちよつと憂慮する部分があります。しかしそれは危機管理課で、これからいろんなマニュアル等を作成していただいております。

それから一号動員、二号動員、三号動員とありますが、それについても、動員体制ごとの招集体制をお教え願えますか。

○議長（窪 佳秀）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

風水害時の御質問ということであるかと思っておりますので、風水害時の職員の招集体制につきましては、地域防災計画の動員計画に定めておるところでございます。本計画に基づきまして、災害発生前の警戒体制時の動員体制及び災害対策本部設置時の動員体制、関係各課の所掌事務、連絡体制等分かりやすい形で災害時職員初動マニュアルを作成いたしまして、職員防災研修会におきまして、全職員に配布し、研修を行ったところでございます。

災害対策本部設置時の動員体制でございますが、風水害時におきましては、一号動員は百二十名、二号動員は二百五十二名を基準といたしまして、三号動員は全職員の出動というようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）大体分かりました。

三番目といたしましたして、実際災害等が発生した場合において各部署の招集体制、参集時間等危機管理課としてどの程度把握しているのか。参集時間については、どのくらいの時間で参集できるのか、台風については天気予報等である程度進路、時間等を把握できますが、近い将

来起り得るとされる東南海・南海トラフ等予知できない地震災害の場合、市内在住の職員だけで対応できる十分な体制が整備できているのかお伺いします。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

各部署の招集体制といたしましては、市長から各部長へ、各部長から各課長へと招集連絡体制を構築しているところであり、それに加えて、防災メール配信システムを整備いたしまして、携帯、スマートフォンを活用した全職員への緊急連絡及び招集連絡体制の強化を図っているところであります。

また、参集時間につきましては、アンケート調査を既に実施しておりまして、通常の交通機関を使った場合であっても、十分以内に参集できた者が三五パーセント、二十分以内が二〇パーセント、三十分以内が二五パーセント、六十分以内が一九パーセント、一時間以上掛かる者が一パーセントという結果になっております。

この結果を受け止めまして、災害時にはさらに条件が悪化するというとも考慮いたしまして、今後、参集体制の再整備について検討してまいりたいと考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 前にそんな訓練したことがあると思えますのやけれども、交通機関が全部止まった、歩いて役所に寄った、集まったと、そういうふうな訓練は今後お考えですか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

当然、そういう想定訓練も今後計画していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） よろしくお願ひしたいと思います。

今大体、本庁の市役所を中心に御答弁いただいたと思いますけれども、西吉野支所、大塔支所においても十分な動員体制が確保できているかお伺いします。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

台風時には、各支所におきまして動員体制の確保を図っているところでございます。

各支所は人員が限られていることから、本庁から各支所へ必要となる人員を派遣する体制を構築しているところでございまして、最近の台風の事例でございしますが、各支所へそれぞれ七名の職員の派遣及び態勢をとったところでございます。

しかしながら、特に大塔支所に関しましては地震等予期しない動員におきましては、課題の一つとして認識しております。このことにおきましても、同じ課題を持つ消防署大塔分署とも連携いたしまして、検討してまいりたいと考えている次第でございします。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 的確、迅速な対応を期待いたしまして、次の質問に移ります。

市税の徴収状況でございします。

一、徴収率について。現在、財政健全化に向けていろんな取組をいただいておりますが、十二月の広報にも掲載されているとおり一般会計の決算で見ると、市税については歳入決算額の約一七パーセントを占め、自主財源の約三〇パーセントのうち五〇パーセント強を占めております。しかしながら税収自体は個人市民税、法人市民税において減収となっております。税収減に至る原因は、徴収率に起因するものではないと思いますが、最近三年間の徴収率はどのように推移しているか、また全国平均、奈良県平均と比べてどうかということについて御答弁願います。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

市税の徴収率でございしますが、平成二十六年度の市税全体の徴収率は九四・七パーセントでございします。

主な税目別では市民税が九六・七パーセント、固定資産税・都市計画税が九二・八パーセント、軽自動車税が九〇・八パーセントとなっております。

おります。

平成二十五年度比で〇・六ポイント、平成二十四年度比で一・八ポイントと年々増加しているところでございます。

県内や全国との比較でございますが、県平均とは〇・七ポイントを上回り、十二市中、桜井市・香芝市に次いで三位でございます。

全国平均とは〇・二ポイントを下回っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 市としましては、財政健全化のために自主財源の確保は重要なテーマであり、予算編成を行うにも一般財源が減少すれば、市が行ういろいろな政策や事業も限られてしまうので、早期に財政健全化を達成することが重要だと考えます。

そのような中で、今徴収率をお聞かせいただきましたが、滞納整理についてどのように取り組んでおられるのか、御答弁願います。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

滞納整理でございますが、各市税の納付につきましては広報五條、市のホームページ、納税通知書などを通じまして、納期内納付を周知させていただいているところでございます。また納税者の皆さんがいつでも納税しやすいよう、コンビニの納付につきましても、平成二十二年度から執り行っているところでございます。しかしながら納期限までに市税を完納されなかった方には、まず法律に基づきまして督促状を送付し、それでも納付されないときは、納付の催告を行っております。

これらの手続きを経た上で、納付にに応じていただけない場合は滞納者の財産調査を行いまして、担税能力があるにもかかわらず納付の意思がない場合や緊急性を要する場合には財産の差押えに移行いたしました。その後も納付のない場合は、その財産の公売や債権の取立てを実施することとしております。

また、直ちに納付することができない滞納者に対しましては、納付相談を行いまして、分納や差し押さえた財産がある場合には、財産の換価を猶予することとしております。

なお、平成二十六年度の滞納処分実績といたしましては、金融機関等の関係機関への財産調査件数が五千五百五十八件、差押えが二百十件、参加差押えが十件、交付要求が三十二件でございます。回収額といたしましては、約二千百万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）滞納処分もよろしくお願いしたいと思います。

三、人材の育成についてでございます。

税務課の徴収職員は単に税金を徴収するだけでなく、滞納となれば、今理事がおっしゃったように法に基づき差押え等の滞納処分や徴収猶予の納税相談、公売等の換価事務などの知識やスキルも多岐を極めるため、専門職といっても過言ではないと思います。また人事異動により全く知識のない人が異動してきた場合でも対応できているのか、その体制の構築ができているのか、どのように人材育成をされているのかお伺いします。

○議長（窪 佳秀）山田理事。

○理事（山田和宏）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

税務課職員の人材育成でございますが、議員がお述べのように税の徴収には、地方税法を始め、法的な専門知識を必要とすることから、県税務職員や県南部の町村職員で学習会の開催や臨時職員として雇用いたしております国税徴収官のOBから滞納整理につきまして指導をいただくなど、職員のスキルアップを図っているところでございます。

また、人事異動によりまして税務経験のない職員が配属されることもございますけれども、課税・徴収事務に支障のないよう、先ほど述べました研修会、あるいは国税徴収官OBや経験を有する市の職員による指導によりまして、体制を維持してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今話ございました国税徴収官のOBの方はどちらから勤務されておるのですか。

遠距離から通っておられるという話を聞いたので、どちらから来られているのか、ちょっと聞きたかったです。

○議長（窪 佳秀）山田理事。

○理事（山田和宏）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

しばらくお待ちください。

すみません、お住まいまで把握しておりませんが、申し訳ございません。……………

失礼いたしました。県外ということでございます。申し訳ございません。

大阪府の方からお越しいただいているようでございます。枚方市ということ聞いております。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）四番、職員へのケアについて。

部課長においては、担当職員のモチベーションの維持についてどのように対応しているのか。私も西吉野の職員時代に四年間の税務課の勤務経験がございます。仕事上、ストレスのたまりやすい職種でありまして、体調を崩して長期休暇となるようなことがあったり、そのようなことがございましたら、残された職員に更に負担が掛かることがございます。

部課長におきましては、日頃より職員とのコミュニケーション、また飲みニケーションをお図りいただいて、（笑声）職員の士気高揚に努めてほしいと思うわけでございますが、どのような対応をしておられるのか伺います。

○議長（窪 佳秀）山田理事。

○理事（山田和宏）お気遣いありがとうございます。（笑声）

七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

職員に対するケアでございますけれども、議員も御案内のとおり、滞納者との納税交渉や差押え等の滞納処分など、精神的にも困難な業務でありますことから、モチベーションの維持が大変難しい職場でございます。定期的なリフレッシュする機会を持つとともに、気軽に相談できる雰囲気作りを努めているところでございます。

市税は先ほどお述べのとおり、決算ベースでございますが、歳入の約一七パーセントを占める貴重な自主財源でございます。今後とも税の公平・公正を確保しつつ、国保税とも連携しながら徴収対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）よく分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

市の歳入部署におきましては、今後とも公正・公平性の確保に努めるとともに、他の課とも知識を共有して連携を更に深め、徴収率の更なる向上に努めていただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）以上で、七番岩本 孝議員の質問を終わります。

次に、十一番、益田吉博議員の質問を許します。十一番益田吉博議員。

〔十一番 益田吉博質問席へ〕

○十一番（益田吉博）議長の発言の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

今日朝一番、議長が十周年記念式典の件につきまして、議会もいろいろ配慮が足らなかつたというようなおわびをしていただきました。議会運営委員会でもいろいろ御意見が出ておりましたけれども、議長として白いバラを付けた限りは、やはりおわびをせないかんという寛大な心の中でおわびをしていたのかなと思うわけなんですけれども、副市長、この姿を見てどう思われますか。

○議長（窪 佳秀）樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

十一月十四日の土曜日に合併の記念式典をさせていただきました。そしてまたその結果といたしまして、本来でございましたら、記念ということで市民の皆様方に大変喜んでいただけるところでございましたけれども、議会の皆様、また市民を始め合併にいろいろと御尽力いただいた方々に対しまして、大変御迷惑、また不行き届きがあつたことに対しておわびを申し上げます。

事務的などところにおきまして非常に欠けておつたところにおいても、非常に反省しなければならぬということ、このようなことが今後あつてはならないということで、教訓にさせていただきながら事業を進めていくべきだというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）副市長、反省をさせていただいているのはいいけれども、朝一番、議長が……。議会に何の相談もなしできたわけですね、この十周年に関しては。最初は来賓として招待状があり、また来賓の駐車場という券まで入っていました。それがいつの間にか、朝来たら白いバラになっておつたわけですけどもね。議会がこの件については何も相談されていなかった。まあ白いバラでも赤いバラでも構いませんが

……。その中で、何の相談もない、理事者は自分らで進めてきたことを議長がここでおわびをしてくれたということについて、副市長はどう思われますかと、最初に聞いているのです。

○議長（窪 佳秀） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

理事者側の方からしっかりと説明がなかったために、議会、また議長さんを始め議員各位には何も不手際がない中で、おわびをいただいたことに対して、大変申し訳ないという気持ちでおります。またそれに対して、謝罪を申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） はい、それはそれで結構だと思います。

それでこの十周年記念式典、平成十七年九月二十五日ですか、合併して、この十年の式典というのは、やにわにしようかということになったのですか。今の十周年の式典ね、五月の初めには会議をされておりますけれども。なんでこれを言うかと言ったら、これの三百万円の予算は六月の補正予算に出ていますやろ。本来こんな記念式典をするのに、なぜ補正予算に出てきているのかなど。補正予算が通ったからどうのこうの言っているの違いますよ。十年の記念式典をしなければならないと思っっているのだったら、これは三月の本予算にあつてしかりですよ。それまでは十年の式典なんかするつもりはなかったのですか。やにわにせなあかんあと言っつて、補正予算に出してきましたん。本来六月なんかは補正予算がないのは当たり前や。それやったら本予算に組んでおけばいいのやから。台風とかどうしても入り用のできたものは、六月に補正予算があつてもしょうがないかなという思いもありますけれども、こんな十周年の記念式典の経費を六月の補正予算に上げてきたところから間違いが生じてきているのと違うんかな、僕はそう思うんですけども、どうですか。

○議長（窪 佳秀） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

今回の合併式典に関する予算につきまして、六月で計上させていただきました。これにつきましては、四月に市長選挙があるということで、それまでの中で協議には合併の記念式典の臨時的な経費につきましては、要求ベースの中で確定をさせていただいておつたと記憶しております。そして財政上の予算の出し方ということで、新しい市長が決まった中で六月の補正予算をさせていただいたところがございます。

ただ、合併に関する考え方といたしましては、突然、今年やるというような考え方でなく、昨年の予算の要求ベースの中で考えておったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 今の副市長の答弁やったらね、市長選挙があつたさかいってね。四年に一回はこういうのは必ずあるわけやけれども、市長選挙があるときは、そら市長さんが変わったら事業の見直しもあるかも分らん。だから事業費は付けらんと六月に付けると、それはありますわ。そやけど合併十周年は市長が変わろうが変わらまいと、今年、平成二十七年は十周年に決まっていますやん。市長次第ですか。いかということですか。市長が変わろうと、選挙があろうとなかろうと、こんなん事務方の方で三月の予算に付けとくべきと違いますの。事業費は別ですよ、それは市長選挙のときは、六月で新しい市長さんが決まってから付けたいと思います。こんなことで、補正予算に付けていることが、十周年に対しての余り思いがなかつたのかなと、私はそう思いますけどどうですか。

○議長（窪 佳秀） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

予算につきましては、六月でございましたけれども、合併式典は九月の二十五日で十年になりますので、その全体のいろんな事業を見ながら、今回は十一月ということになりましたけれども、この秋に必ずやっていくということで計画をさせていただいております。その思いというものは、市民に気軽に参加いただけるとしていいこと、この意味合いを持ってさせていただいたというふうに記憶をしておりますけれども、結果として、いろいろ不備があつたということで、申し訳ないと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） そんなやる気が十分あつたんやたらね、本予算に付けておくべきだと私は申し上げておるだけのことです。六月の補正予算に上げてきたら、付け足したような感じになりますやろ、だから私、言うてるだけのことです。

そしてこの間、私、議員全員協議会で開示請求いただいた中で、ずっと皆さん決裁していただいております。副市長、二番の資料ですけれども、式典舞台図つてありますやろ。理事者と来賓と並んでいる、これを副市長、決裁するときに見てますやろ。これを見たときに、おかし

いと思わなかったのですか、決裁押した人は。どこか抜けているって思わんと決裁したんですか。

○議長（窪 佳秀） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

決裁は押させていただきました。おかしいと言われたらそのとおりでありますし、私の見落としであるというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） そうですやろ。副市長、事務方のトップとして、私は行った一気に、どんちよう上がったらおかしいかと、私はこのときはこんなん見ていませんで。入ったときに、なんで今日は白いバラよと、まず思いましたわな。どないなっとんや、これって。どんちようが上がりました。どんちようが上がったらすぐにおかしいと私は思いました。それ以前に、あんたらこれを見ていますんやろ。この図面を見たら誰かっっておかしいと思えますやろ、これ。おかしいと思わんと決裁押してますんか、皆。この配置図見てね、これがほんまに五條市の十年の記念式典に登壇してもらう人かと。それでもいいと思っただけ決裁押しましたんやろ、これが正しいと思っただけ。これがおかしいのやったら差し戻してますやろ。起案者に、お前らこんなことであかんやんかよって、こんなんで十年の記念式典にならんやろって、差し戻すん違いますんか、この決裁というのは。話変わるけれども、トンネルのときも副市長そうでしたやろ、あんた上田課長に戻してあったやんか、それはそれでよろしいやん。おかしいと思っただけ戻したらよろしいやん。なんで気が付けへんだんこんな。気が付けへんかったからこんな事態になっとんのやろ。これが議会に回っていたら、議長とか事務局長に回って、議員さんに回っていたら、誰か言いますやろ、これはおかしいって。私はだから、こんなんよく決裁したなと、副市長、思っています。はっきり言うて、どうですか。

○議長（窪 佳秀） 益田議員に申し上げます。

ただいまの質問につきましては、議員全員協議会で報告をされている部分もありますので、注意をして発言をよろしくお願いいたします。  
益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 議員全員協議会で言うたさかい本会議で言うたらあかんということですか。そんなんあれしませんやろ。一般質問みたいな議員がどんな質問してもいいところですよんかえ。ここに載っていないこと言うたら、提出してないとかレジメに全く関係ないこと言うたら、それは気を付けてくださいよというのとは分かりますよ。十周年の記念式典ということやから、おかしいと違いますか、議長、俺に質問

するなということやな。

○議長（窪 佳秀） 益田議員に申し上げます。

議員全員協議会の（「議長、議長」の声あり）内容で報告、内容の中で、あったことの中で報告されている部分もありますので、注意をいたしたいと思います。

○十一番（益田吉博） 注意を受ける必要はないって、そんなん。一般質問で。（「議長、休憩」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 暫時休憩いたします。

午後二時四十一分休憩に入る

午後三時二十四分再開

○議長（窪 佳秀） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

先ほどの益田議員の一般質問に対しまして、注意したことににつきまして、見解の違い等もありましたことをおわび申し上げます。

益田議員の一般質問を続けます。十一番益田吉博議員。

〔十一番 益田吉博質問席へ〕

○十一番（益田吉博） 大変貴重な時間を割いていただきまして、誠に申し訳ございませんでした。

ちよつともうゆう抜けてしまったんやけども、……。副市長に、どこまで言うと思ったんかな。同じことになるかもしれないけども、舞台の図面見てね、なんでおかしいと思えへんだのかとか、おかしいと思ったならなんで差し戻ししなかったのかと、おかしいと思いつつながら決裁判を押し、そのまま行ったのですかと、そして、さっきトンネルの話しましたわな、あれは借地料か何かでもっと精査せよと、差し戻してあつたわけですやんかえ。おかしいと思つたら差し戻したらいいんやし、差し戻さないで判子を押ししたということは、副市長はこの姿が良かったということ、決裁判を押ししたということ、私の認識はよろしいんですか。

○議長（窪 佳秀） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えします。

その前に貴重な時間を止めてしまいまして、申し訳ございません。

今言われた益田議員の御指摘、最終的にはそういう結果になったわけですから、私の基本的には見落としでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 今後、気を付けていただきたいと、このように思います。

そしてこの間、議員全員協議会で私、合議のことを話させてもらいました。あの日はおおむね部長さんが忙しいということで、議長からお話がありましたので、そのときには余り言うのもあれかなと思って、深くは言いませんでしたけれども。西峯秘書課長が合議判を押してあるということでお尋ねしたら、「県関係とか他市の首長とかを調べてくださいと頼まれました。」というお話だったと思うんです。私はそんな合議判やないと、そんな合議判というのはそんな軽いものと違うと私は解釈しているのですけれども、副市長どうですか。

○議長（窪 佳秀） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

議員全員協議会におきましては、秘書課長の方から奈良県の職員等の確認ということのお答えをさせていただいたと思いますけれども、ここに合議を押す限り全体を見るという責任はそこにはあったのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 私もそう思うんです。秘書課長が奈良県の招待者の名簿って、副市長言ってくれましたけれどもね、合議判を押してあるところには、奈良県の招待者の名簿みたいな入っていません。県関係、首長関係はね、田野瀬太道さん、荒井知事、秋本県会議員、そして三市の橋本市、河内長野市の市長しか入っていませんやろ。その合議判でしょう。県の招待者を頼まれたとか、理事が県の招待者を、職員さんはリストアップを恐らくしてくれて、最後十六人増えていますわな、防衛協会と足して。その決裁もあれへん。その合議判を押してあるのと違いますで、県関係の職員の名簿のないところの合議です。全然話、つじつまが合わないのと違いますか。どう思われますか。

○議長（窪 佳秀） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

議員、御指摘いただいたとおり、一回目の来賓の合議とそれから最終の来賓の間のところには決裁がないということと、それから秘書課長が押してあるところに対しましては、当初の来賓招待者の名簿というところでございます。その中の全体を見るといふことの合議だと理解させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） だから私は何も合議が悪いと言っているのと違いますよ。ここに合議を押ししてあるということとは、全てを見たという責任があるのと違うんですかと。ただ県の招待者の名簿見て確かめてくれて言われたさかいに合議を押ししたって、その合議のところには県の招待者の名簿あれへんやん。だからこんなん事務が話にならんということがこれで分かりますやろ、副市長。副市長を責めておるんやないけれども、副市長は事務方のトップやさかい、これはもうしゃないわ。事務方のトップでおってくれるんやさかい、これはしょうがないと思う。

これを私、またどうの言うたら暫時休憩しなければならぬので、結論は議会が終わってからきちつと説明しに来てくれますか。今こんな言うとならまた暫時休憩せならん。それは差し控えたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これぐらいしておきますけれども、副市長、いろいろ間違いもあり、何やかんやあったということ副市長さんいろいろわびていただいておりますけれども、この話が出てから、副市長、何か行動していただけましたか。

○議長（窪 佳秀） 樫内副市長。

○副市長（樫内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

これに対するものに対して、今これをしたということはありません。

ただ職員に対しまして、事務執行に対する喚起ということに対しましては、指示をさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 今は何ら副市長として行動していないということですか。そしたら副市長、最後、これはこのままで置いときますか。

この間、議員全員協議会では、副市長はこの合併に関していろいろ御尽力していただいた方々をまたリストアップするとか何かで、近くの人にはわび状を持って行くとか、遠いところは郵送するとか、そうすると言ったと私は言っていないよ、そんな話の中で、議員全員協議会

は議会も共に今後どういふうにやっつけていくかという話に議員全員協議会はなつていたと思えますけれども、その点どうですか。

○議長（窪 佳秀） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今回、配慮に欠けていた対応につきましては、議員全員協議会の中におきまして、私の考えの中で合併に御尽力いただいた、特に合併協議会の委員等に対しまして、おわび文等を郵送させていただければとお答えをさせていただきました。後、合併に対してそれだけでいいのかなというところの中で、合併に対しては市民の御理解があったということを考えたときに、特定の人に発送をさせていただいて発送漏れなどというようなことが起こるのではないかとということ考えたときに、先日の議員全員協議会で市長がお答をさせていただきましたように、一月の広報五條の合併式典の記事の中で、市民への配慮が欠けたことに対してのおわびの文章を掲載させていただきましたたく存じております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 副市長、議員全員協議会で言われたことと今とはちょっと考えが変わつたということとで解釈させてもらつてよろしいですね。

冒頭で、議長も主催者となつていたということでおわびをしていただきましたので、また議員全員協議会の中で、議会も交じつた中で後の処理の仕方を考えていただきたいなと思えます。

合併された十年前、合併した旧五條市・大塔村・西吉野村、その当時の大変御尽力された方々に、こんなようになったということに関しましては、議長共々私も白い花を付けた一員として、この場をお借り申し上げまして、おわび申し上げます。

これで益田吉博の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 以上で、十一番益田吉博議員の質問を終わります。

次に、四番、宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番（宗部康寛） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告のとおり一般質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

陸上自衛隊駐屯地誘致についてであります。その前に少し活動報告をさせていただきます。

先般、自衛隊駐屯地誘致特別委員会の視察と要望活動において防衛省に行っていました。田野瀬太道代議士の御案内の下、防衛大臣政務官の藤丸氏と対談をさせていただきました。田野瀬氏の御配慮もあり、案外和やかに話が進みました。そのお話の中にもありましたが、平成二十六年年度調査費として五條市に百万円、平成二十七年年度は調査費として四百万円、そして平成二十八年年度政府予算要求として陸上自衛隊展開基盤の調査費として四百万円を計上していただいているようでございます。それ以上になるかどうかというお話の中で、少しでも予算を上げていただくことで、より具体的に進んでいくのではないかと我々委員会の話にも耳を傾けていただけました。

今後の調査費から具体的な造成工事に係る二十九年度以降の予算が重要で、それでこの計画の規模が決まると言っております。私もそのとおりであると思つたわけでございますが、今回の誘致活動におきましては、この数年、本当に大事な時期であると思っております。

市長も翌日、知事とともに陳情に伺つたと聞いておりますが、正に二段構えの要望活動で、大変効果があつたのではないかと思っております。

そして、五條市出身で初代防衛庁長官を務められた木村篤太郎氏の話も出まして、約六十二年前に初代防衛庁長官も務められた方であり、今の新町のまちや館で生まれ育つたこと、そのような人物がいながら四十七都道府県中で、奈良県には自衛隊駐屯地がない。まして五條市生まれの方がいながなぜというお話も出ました。私はそれだけ誘致が難しい地域なんだなと思えました。しかし五條市にも今にして防衛省とつながりがあつたのかなと感じました。

以上は要望活動での報告でございますが、そこでお尋ねいたします。

今までの現況報告につきましては、議員全員協議会の方で報告を受けておりますが、駐屯地誘致の話からヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地計画へと変わってきておりました、併設ということから、なおうれしい話ではございますが、今の進捗状況と候補地について御説明願います。

部長、よろしく願います。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員がお述べのとおり、平成二十六年年度政府予算に關しましては、約百万円、平成二十七年年度政府予算に約四百万円の政府予算が

計上されておりました。

平成二十八年度防衛省の概算要求で約四百万円が予算要求されているところであります。

現在、阿田峯公園南西台地地区とプレディアアゴルフ地区の二つの調査候補地に対しまして、奈良県と防衛省の調査が実施されております。

調査は、平成二十七年年度末まで実施され、その結果を踏まえ、調査候補地の一つに絞り込むということになる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。

先ほど私はヘリポート併設という計画に変わってきているということをおっしゃっていただきましたけれども、ヘリポートが計画としてまず第一歩なのか、そして二次計画として陸上自衛隊駐屯地の配置計画であるならば、今このチャンスに五條市としての一定の要望として方向性を固めておかなければならないと思っております。

先ほど候補地を一箇所に絞り込むとのことでしたが、二つの候補地のうちどちらが優先されるのか、そしてまた決定の時期について、その辺の点についてお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

現時点でございますが、まず調査候補地の優劣についてでございますが、現時点では、調査候補地の絞り込み時期は未定でございます。両調査候補地の優劣についても分かりません。というのが、状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今調査段階でするので、現時点で分からないということでございますけれども、二箇所の候補地が挙がっているということをお聞きして、規格的なことも含めまして、ある条件に応じた地区が候補地かなということ、候補地に挙がっているという解釈でよろしいですか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

あくまでも両調査候補地ということでございますので、絞り込まれた調査候補地を候補地と決定するのかというのも、まだまだ調査候補地が一つに絞り込まれても引き続き調査される予定でもございますので、あくまでも調査候補地という解釈になるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）それでは規模についての計画というのは今のところ、もし分かれば、そういうある程度の規模があるのか、そしてヘリポート併設ということ、どこか情報分かりませんが、三〇〇メートルの滑走路計画もあると聞いておるのですけれども、その辺のところはどうですか。

○議長（窪 佳秀）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

調査の部分に関しては、ヘリポートの調査ということで、防衛省の方の調査といいますが、いわゆる自衛隊の展開拠点確保に係る基本構想業務というようなことで、そういうふうな展開基盤に関する基本構想業務に関する部分というふうな何つておりました、それに関してのヘリポート調査ということでもございますので、規模については不明という状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）それでは三〇〇メートル滑走路付き計画というの不明ということでございますね。

それでは市としての今後の取組と要望等について、どのように考えておられるのかお答えください。

○議長（窪 佳秀）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、市としての取組でございますが、奈良県防衛協会五條支部と連携した市民への誘致気運醸成事業並びに本年度も実施中でございますが、地区連合自治会単位の陸上自衛隊駐屯地見学を継続してまいりたいと考えております。

次に、要望内容についてであります。現在、防衛省は南西諸島方面の防衛力整備を重視している現状がございます。そのための先ほども

申し上げましたが、自衛隊ヘリポートのための政府予算が今後も継続されるよう要望していくという活動を続けていきたいと考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 近く話が進むにつれ、市民への誘致の要望の署名等、そんなことも考えておられるのですか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

署名活動に関しては、市が直接できるかどうかということもあると思いますが、気運醸成という部分の展開はしていきたいと考えている次第でございます。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 署名活動というふうになりましたら、大変中身の部分といえますか、かなり慎重に実施しなければならないと思いますし、やはりこのことについての市民へのアンケート調査も必要ではないかと考えます。

戦後七十年の節目の年である今、国会では安全保障関連法案が成立しておりますが、その中で集団的自衛権行使の問題は国民にとりまして大変関心があり、今後どのような形で進んでいくのかが危惧されております。一部では、この法案に対してデモが起きるほどの批判がありますが、憲法第九条に違反しているのではという声もあります。この辺のところを国民・市民はしっかりと把握しておかなければならない問題と考えますが、実はこの法案は違憲ではなく、合憲ということなんです。私も一部関係機関で調べましたが、集団的自衛権の行使は全ての国連加盟国に認められた固有の権利、そして国連憲章第五十一条なのです。したがって国際法上、集団的自衛権を有することは明らかで、日本国憲法がその行使を禁止していなければ行使は可能なんです。この点、憲法第九条は集団的自衛権を何ら禁止していませんから合憲ということになります。

なぜ、私が法律のことまで話に出したかといいますと、この陸上自衛隊駐屯地誘致活動におきましては、市民の皆様方の中にも賛否はあると思いますが、国の防衛ともなりますと、治安に関する問題も無視できませんが、五條市としても深く自衛隊を理解し、ウェルカム精神を持

って市民一丸となって誘致活動の推進に取り組まなければ自衛隊の誘致はできません。メリット・デメリットをはっきりと示した上で、どのように進めていくのか、それを説明して市民の皆様に深い御理解をいただかなければなりません。

候補地につきましても、反対の声があれば、国や県の計画はストップしてしまいます。そのようなことがないように、市議会、理事者側はもちろんのこと、市民の皆様方に対しましては、今後の展開においてどのように周知、説明をしていくことが重要であると考えますが、その点についてどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の計画に伴う市民の皆様への周知でございますが、あくまでも現時点では現在の調査の候補地が一つに絞り込まれる時点という事を考えておりました、この周知に関しましては、その調査候補地周辺地区に対しましては、例えば説明会を、また市民全般についてはいろいろな報道からあるかと思われませんが、市のホームページであるとか、広報五條であるとか、いろんな手段を使いまして、広く市民の方々に周知していくことを考えていく方向でまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） これから計画段階でございますけれども、私が先ほど述べましたように、本当にこれが行政・市民一丸となって受入態勢を取らないことには、これは要らない、これは欲しいと、災害だけの救助活動だけが目的でないと思っております。しかしいろんな面で、もちろんメリット・デメリットというものがあわせてございますけれども、市民に深く理解していただけるように、五條市は五條市なりこのことについての知識とございますか、理解をしていくことが大切かなと思っております。

最後に市長にお尋ねします。この誘致活動についての、今後の見解を伺いたいですけれども、よろしいですか。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番宗部議員の質問にお答え申し上げます。

それまでに、特別委員会や防衛省の方に議員の皆さん方が行っていただいたということで、心からお礼を申し上げます。

その次の日に私も、知事とともに行かせていただいて、来ていただいたと、皆さん共々、そういう気持ちでやっていたというこ

とで、大変うれしく思っているというような、そういう有り難いお言葉もいただきました。まず、お礼を申し上げたいと思います。

今後の計画に対して、市民への周知も踏まえてですけれども、現在の状況をみる今部長の方から説明をしていただきましたけれども、二十八年年度では、私たち、知事には陸幕長におきましては、二十八年年度でどうか候補地を一つに絞っていただきたいと、こういうお願いを申し上げてきました。というのは、二十八年年度で、もし防衛省がこの場所だと、二箇所を一箇所に決定することによって、決定というのは、候補地が決定するのに一〇〇パーセントではございませんが、候補地を一つに絞っていただいた時点において、二十九年度で県が防災の拠点として消防学校、これを県が五條市で進めていただけるということになっていきますけれども、それを先行してやっていくということも聞いております。県としては候補地が早く決まれば、防衛省よりも先行して県の防災の拠点を造っていただけるという、そういうこともあります。なるべく早くその候補地を一つに絞っていただきたいというのが、今回私たちが、予算もですけれども、当然それ以上に、候補地を一つに絞っていただきたいというお願いもしてきました。できる限り二十八年年度で、一つに絞る方向で考えているという、そういうことで、まだ確定ではございませんけれども、二十八年年度で決まれば二十九年度から県が県の防災の拠点として進めていただくだらうというふうに思っています。

それには、皆さん御存じのように、榛原の消防学校が五條市の方に来ていただけ。県の防災拠点が五條市にそういう配置ができるような状態になっていくのではないかと、これも一つは自衛隊の駐屯地という位置付けから県も一緒に県の防災拠点でやっていくという、そういう取組の中から今回進んできたことであります。当初駐屯地ということでありましても、ヘリポートを併設したということで、これはなぜヘリポートを併設したかということ、要するに駐屯地はその当時、大変難しい、それならばちょうど今から四年前のことですが、紀伊半島大水害があったという位置付けから、ヘリポートをすることにより、駐屯地を引っ張ってことに近づけると、その方向性が一番早く進んでいく可能性があるという、そういう中からヘリポートを併設ということにしたわけです。当初私たちが紀伊半島大水害である当時のことを振り返れば、ヘリポート、ヘリが当然必要であるとうと、そういうことを踏まえて大変重要であるという位置付けから今日まで進んで来た経過があります。

今後いろんな形の中で、市民の周知に對しましては、いろんな年間行事として取組をやっています。また今、去年に防衛協会五條支部が設立されました。その中で、今五條市内の各自治会において大久保駐屯地の方に視察に行っていたら、これも一つの一環だと思っております。いろんな形の中でまずは理解をしていただける、また駐屯地がどうしても必要であるという認識の下で、これからも市民の皆さんに

理解を得るために努力をしていきたい。そして皆さんと市民と一体となって、この誘致を早く引張っていただけると、この誘致を早く引張ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。

今後、県・国・市の方針を固めていくには相当遠い道のりのような気がいたしますが、政府としては今後ますます防衛力の強化を図る上で、自衛隊駐屯地誘致特別委員会におきましても、防衛意識の高揚を図り、防災意識を高め、安心・安全なまちづくりのためにも災害に強いまち、そして防災減災計画の推進に向け誘致気運を更に盛り上げていきたいと考えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀） 以上で、四番宗部康寛議員の質問を終わります。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

次に、一番、養田全康議員の質問を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康質問席へ〕

○一番（養田全康） 議長から発言の許可をいただきましたので、一番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず、大きな一番として、障害者福祉の現状と就労支援についてであります。〔一〕福祉施設への取組についてお尋ね申し上げます。

平成二十五年四月に国等による障害者労働施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が施行されると、そんな中、私も以前の議会で質問させていただきましたが、そのときには余りそういった状態ではないと、今現在はそういったものは出していないというような答弁でありましたが、今現在どのようなふうになっているのかお尋ね申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者施設への取組につきましては、ただいま議員がお述べのように平成二十五年四月に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調

達の推進等に関する法律が施行されたことを受けまして、五條市においても平成二十七年七月一日に、五條市障害者就労施設からの物品等調達方針、いわゆる五條市優先調達方針を策定いたしました。この方針は、障害者が就労する施設からの物品の調達を推進するために定めまして、毎年その年の方針と実績を公表するものとなっております。

この方針を策定後、市部長会での報告、庁内LAN、また市ホームページに掲載するなど周知を図りました。

平成二十七年度の実績といたしましては、みどり園のひまわり園の管理委託や、EMぼかしの購入、また学校教育課の学校給食用パンの購入、市戦没者追悼式や、敬老会の記念品や会議等のお弁当も含めまして今約六百万円程度の利用を見込んでおります。

今後もこの方針に基づきまして、多くの利用を推進できるように周知・情報提供等を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今現在約六百万円程度見込まれると、また平成二十八年度等に向かっててもこういう状態であったかという展開であると思いますが、そんな中で障害者の雇用を検討している企業や事業主さんがおられると思うのです。しかしながらそういう啓発活動等がうまくいっていないという状態があるのかなど考えるのですけれども、その中で、例えば雇用したときに、国や県からどういった補助があったり、また市からの補助があるのか、どういったサポートがあるのか、その辺ちよつとお聞かせ願えますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者の雇用につきましては、日頃より福祉サービスとしての就労支援をしているところでございますけれども、障害者を雇用する側の支援としましては、一般の事業主が障害者を雇用する場合の支援として、ハローワークにおいて相談支援が行われており、その中で利用可能な支援制度や必要な専門機関の紹介がされるほか、地域障害者職業センターではジョブコーチの支援等も行われています。

また、助成制度としまして、一定の条件が整った場合には、ハローワークの障害者トライアル雇用奨励金として、対象者一人当たり月四万円円の支給や、障害者初回雇用奨励金として百二十万円が支給される場合がございます。

これらの制度につきましても、ハローワーク下市において相談し、助言をもらうことができます。

また、就労支援の事業所を新たに立ち上げる場合には、まず法人格を有することが必要でございます。また管理者や職業指導員・生活支援

員等の必要な人員を置くこと、また、これらについても奈良県障害福祉課において相談・支援が行われております。

今後、五條市といたしましたしては、障害者の雇用の確保に向けまして、ハローワークや各事業所等の関係機関と連携し、取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） ハローワークにおいて相談・支援が行われていて、それに対して利用可能な制度や専門機関の紹介があると、ということは市単独ではそういうものはないということでもよろしいのですかね。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

残念ながら、現在そういった窓口はございません。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 奈良県では障害福祉課においてそういう相談窓口があるということで、しっかりと市の方でも対応していかなければならないと、またこれ、ハローワークでこういう支援が受けられるというような啓発活動を、しっかりと五條市内の事業者さんにはお伝えするべきではないのかなと考えますので、そのような活動をしていただけるように、お願い申し上げたいと思います。

そして次に、五條市における今後の障害者雇用についてなんですけれども、今年度、身体障害者を対象に職員募集をしていただきました。

しかし残念ながら一人も応募がなかったというような状態でありましたが、身体障害者だけではなくほかの障害を持たれている方、また年齢の幅であるとか、そういったものの見直しが必要と強く感じるのですけれども、どうお考えですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今年度、平成二十八年四月採用予定といたしまして、二十九歳以下で障害程度一級から六級までの身体障害者の方を対象に事務職を募集いたしました。しかし残念ながら、議員がおっしゃいますように応募がございませんでした。

職員の採用につきましては、職員採用試験委員会を設置いたしまして、採用職種、採用予定人員、試験区分などについて協議いただいております。

来年度の職員採用では、ということですが、今年度の募集結果を踏まえまして、もう少しいいいますか、もっと応募がしやすい受験資格について、委員会で協議をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 応募がしやすい受験資格等について委員会で御協議いただけるというような前向きな捉え方をさせていただきますので、是非広く採用の枠を広げていただきますように、まずお願い申し上げたいなど、そのように思います。続きまして、大きな二番、五條市の観光行政の取組についてお尋ね申し上げます。

まず、現状の取組や現状の把握についてなんですけれども、五條市では歴史的な町並みや国や県の指定を受けた社寺仏閣、また文化財、自然を満喫できるスポットなど、数多くの観光資源を有していると考えております。五條市を訪れる方々の中にはビジネスの方もおられると思いますが、主に五條市を訪れる観光客が年間を通じてどの程度の数がいらっしゃるのか、またその方たちが市内でどの程度の費用を費やされているかなどの現状について把握されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市への来訪者、特に観光客についての人数につきましては、正確には把握いたしておりません。しかしながら市内の主要な観光地、イベント来場者、宿泊所等との調査を行った数値は、平成二十六年度は約三十七万五千人であります。平成二十三年度は紀伊半島大水害の影響で約三十万人と少なく、それ以降は平成二十四年度が約三十七万四千人、平成二十五年年度は約三十二万人でありました。

ただし、この数字におきましては、イベントの来場者も入っておりますので、市内の方も含まれております。

また、市内にどの程度経済効果があるというところまでは把握できておらないのが現状でございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番(養田全康) 正式には把握できていないということですが、しっかりと市外から何人くらいの方が五條市に観光で来られて、また幾らぐらい使っていたのかと、そういうデータがないと、例えば五條市の特産品を販売するであるとか、また観光地を回っていたかどうか、そういうきちとした取組を取れないのではないのかなとそうのように考えますので、是非こういうデータ収集というのは正確にしていただけなら有り難いと思うのと、今現在五條市では観光の情報をもとに発信や提供、また紹介を行っているのかお聞きしたいと思います。

○議長(窪 佳秀) 辻産業環境部長。

○産業環境部長(辻 信彦) 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の観光情報につきましては、JR五條駅前の観光案内所をメインに、ブログ等を使い発信をいたしております。案内所へ訪れる人は、平成二十六年度は約四千四百人、電話の問い合わせは約一千八百件でありました。

また、市外のイベントには積極的に参加をし、ゆるキャラ等を使い五條市の魅力を発信しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀) 一番養田全康議員。

○一番(養田全康) フェイスブック等でも確認させていただいております。またいろんなイベントに、例えば柿の販売であるとかに行かれていますのかなと感心して見させていただいておりますが、今後の展開として、五條市にはそれほど世に出ていないといえますか、まだそれほど知られていないが、新しく観光資源になり得るような文化財等もあるように認識しております。

その一つが宇野地区でございますが、宇野地区から出られた清和源氏の子孫が静岡県伊豆の国市で世界文化遺産、反射炉を構築されたということで、世界文化遺産、そこで一日平均三千人程度来られていると、そしてまた土・日には六千人ほどになっているというふうなものでございます。宇野城という城は残っておりませんが、部分的なもので例えば神社であったりとかしますが、観光資源としてはこれから大変世界文化遺産とつなげて五條市に観光客が呼べるのではないかと考えておるわけですが、また新たな魅力発信につながる素材をどう取り扱っていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長(窪 佳秀) 辻産業環境部長。

○産業環境部長(辻 信彦) 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

観光パンフレット等に載っていない隠れた観光資源につきましては、関係団体や関係課等様々などから情報をいただいて情報発信につなげていきたいと考えております。

また、場所によって一部の住民からは五條市をPRする材料にしないしてほしいという声もありまして、慎重に対応をしていかなければならないと考えております。

新たな魅力発信の素材といたしましては、例えば西吉野町における金比羅神社においては、香川県の金刀比羅宮との関連があるというふうにも聞いておりますし、先ほど御紹介いただきました件も含めて、資源の掘り起こしに向けて検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）是非お願い申し上げたいなとそのように思います。

そして（二）に移るのですけれども、今後の展開についてなんです、先ほどデータのことを少しお話しさせていただきましたが、奈良県では統計課という課がありまして、全てにおけるような行政データを統計課で管理して、またそれを製本化しているというようなことでございます。それを見ると、例えば県下の病気、どんな病気で死亡される方が多いのか、商業・工業、またいろんな分野でそれを一つの本にまとめて管理しているようなものがあるのですけれども、今現在五條市ではどのようなデータ収集、また形になっておるか教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

各種施策を展開していく上では、データ情報は必要不可欠なものだというふうに考えております。

現在、各部局ではそれぞれ貴重なデータを保有してくれておりますが、残念ながら全庁的に眺めてみますと、それが一箇所に集約できていないのが現状だというふうに考えております。

今後は、各部局のデータを一元的に管理するといえますか、集約する、そして全員で共有できるような、そういうふうな方策を考えていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）各課が持つておられると、それはよく分かりますが、しっかりと幹部職員、また市の職員さんを含めまして情報の共有化をしないと、行政としてもいいものが出ていかないのではないのかなと考えますので、データ収集をきちっとしていただいて、それをしっかり一元化するというような方向を考えていただけたら有り難いのではないかなと思います。

続きまして、大きな三番、上野公園の現状についてであります。まず特に更衣室、上野公園には更衣室といわれるようなものはありません。上野公園のスポーツ施設には多くの老若男女が来園し、スポーツを楽しんでおられます。しかしながら着替えをできる施設が存在してありません。

平成二十六年の第一回定例会において一般質問させていただいたときに、体育館が完成し、今の管理棟に空室ができれば更衣室にすると、また競技用の倉庫にも転用を検討してまいりたいというようなお話がありました。一刻も早い対応お願いしたいと思えます。というのは、この前サッカーをしに来ていただいた女の子がトイレで着替えておつたと、雨に濡れてそのときは着替えをトイレでされておつたということで、余りにもふびんに思った施設の職員さんが一部屋貸してあげるよということに着替えていただいたと、そうするとお礼のお電話が後からあつたということで、そういうような現状でございます。大変素晴らしいスポーツ施設が上野公園にはそろっておりますが、そのような現状をまずどのように考えておられるのか。

そして、一つ提案させていただくのですけれども、今現在プールは今年度も開園しておりませんが、コインロッカー等がございます。これの活用ができないのかということも含めて答弁いただけますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、更衣室・更衣場所がなく公園利用者の皆様に御不便をお掛けしております。

新体育館が完成とともに現有施設の利用につきまして、総合的に使用諸室の再配置について実施したいと考えております。

また、議員御提案のプール利用者用の更衣室を利用していただくなども、検討してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）もしこれが使えるのであれば、現在扉等もないと思うのですけれども、使えるのであれば一番安く済む方法ではないのかと、そのように思いますので、しっかり検討していただきたいと思えます。

そして、プールの開園についてですが、もし脱衣場が使用されるとなりましたら……。プールはなかなか開園できないというような状態になりかねないのですけれども、プールは今後どうされていくか、どうお考えですか。

○議長（窪 佳秀） 田中市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十六、二十七年度の市民プールの休園につきましては、公園運営及び整備検討会で検討いただき決定したところでございます。

今後の対応につきましては、当検討会において議論をいただき、今年度中に方向性を決めてまいりたいとそうように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）今年度中に議論いただいて答えが出るということですが、これは二十八年度の答えが出るのか、そうかまた今後を含めて答えを出していただけるのか、どちらか分かりましたら、お答えいただけますか。

○議長（窪 佳秀） 田中市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今後のプールの在り方を今年度で決めるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）今後のということ、単年になるのか、通年になるか分からないというような答弁であると思えます。

そんな中ですけれども、もしプールができるならば一番いいのですけれども、できないのであれば、この場所の活用というのもしっかりと考えていただきたいと、そのように申し上げておきます。

そして、園内のトイレの整備であるのですけれども、教箇所あるのは分かっているのですが、競技場から遠いとか、車椅子で入れるような障害者用のトイレが少ないという現状があると思うのですけれども、それについてはどうお考えになるか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

園内のトイレにつきましては、管理棟に一箇所、多目的グラウンド横に一箇所、テニスコートに一箇所ございまして、管理棟のトイレを除く二箇所につきましては多目的トイレも有しております。

新規の整備につきましては、公園運営及び整備検討会に諮りまして、今後の上野公園の整備も踏まえ考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これもすっかり検討課題に取り入れていただきまして、お願い申し上げたいと思います。

そしてサッカー場、今現在人工芝でございますが、JFA日本サッカー協会の公式のサッカー場でありましたが、今現在JFAの看板が取れております。ということは今日日本サッカー協会の認定は受けられていないというような状態ではありますが、なぜ更新を継続してされなかったのか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

多目的グラウンド人工芝新設工事は平成二十年度末に完成いたしました。同時に「JFAロングパイル人工芝ピッチ公認申請」を行い、公認を得ました。高校総体にも使用され、また公認を得たことでJFAのホームページに登録され、多くの人々に周知することができました。ところが平成二十三年九月の台風十二号豪雨による吉野川の増水により被災浸水いたしました。

公共土木施設災害復旧事業で人工芝の復旧を行いました。被災により公認の更新ができませんでした。

利用につきましては、年平均百三十日の利用があり、ほとんどの週末・休日には利用されているという状況であります。

今後は、JFAの再登録整備の必要があるかどうかも含めて検討してまいりたいとそうように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 災害で被災したために公認の更新ができなかったと、これはしなかったのか、お金を掛けないとできないからできなかった

のか、どちらか分かりますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 一番養田議員の質問にお答え申し上げます。

災害の復旧方法が公共土木施設災害復旧事業という事業でございましたので、JFAの申請はできなかったというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これする気であれば、後からでもできたのか、しなかったのか、例えば多額のお金が掛かるから諦めたのか、その辺分かりますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 一番養田議員の質問にお答え申し上げます。

先ほど言いましたように、災害復旧事業で国の補助金をいただき復旧しております。JFAの公認を受けるには国の補助金は期待できないというところではございましたので、多額のお金が掛かるということで、災害復旧工事で復旧いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今後体育館もできますし、またプロレベル、JFAの公認ということは、例えばJリーグですね、Jリーグの試合もできるよというようなランク付けの人工芝になっているのではないのかなとそれに認識しておりますので、それを取られてしまうと、ただの人工芝のグラウンドがあるよというような状態になってしまうと思えますので、これを是非取っていただきまして、プロの試合もここではできないんだと、また子供たちがそこでサッカーをしたいというような取組をしていただけたら有り難いと思えます。

そして、現状のサッカー場の観客席ですが、今現在二、三チームが入ってしまうと、屋根付きの部分は何もないと、そしてそれ以外にも座っていただけのような場所が何一つないというような状態で、土・日、祝日に来られているサッカー関係者の保護者さんは自ら椅子を持ってきたりであるとか、またそれを知らない人はずっと立って見ているというような状態でサッカー観戦をされております。そのような現状についてどのようなお考えになるか、お話しいただけますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのように、現状の観覧席につきましては狭あいで、二、三チームが入ったら一杯になるような規模であり、多くのチームは自前のテントを持ち来園されているのが現状でございます。

サッカーという競技の性格から、落雷の危険性がない限り試合を行うことから屋根付の観覧席を望む声が聞こえるのも事実でございます。

上野公園全体の施設の充実が図れるよう、今後は検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今現在、雨の日でも、子供たちのお母さんが傘をさしたままずーっと立ち見でサッカーを観戦されるというような状態でございますので、できる限りそういった来園者に対して暖かい取組をしていただければ有り難いと思っております。今現在メイングラウンドと四〇メートルトラック、人工芝のグラウンドと四〇メートルのトラックが同じ状態にあるわけですが、この四〇メートルトラックが、今までは多分、コースのレーンの仕切りであったりとか、そういうコース分け等もあったのですが、今現在は全て取れてしまっており、コース分けてきていないと、また草まみれの状態で管理等一切なされていないような状態でございます。過去に遡って、トラックの使用状況等、分かれば教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

メイングラウンドと四〇メートルトラックが一体化していた平成二十年度の八箇月間にメイングラウンドの利用は三十八回ございました。これはサッカーによる使用でございました。また人工芝化以降での四〇メートルトラックの利用はゼロ回でございます。理由はサッカー利用時には同時利用できない事情があるためでございます。

また、四〇メートルトラックのコーステープ等が経年劣化で傷んできているのが現状であります。今後は現有の施設を総合的に勘案し、施設整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）平成二十年度の八箇月間、二十年度から八年間ですか、（「八箇月」の声あり）八箇月で三十八回あったんですか……、それは人工芝がないときにサッカー場を使っていたと、ということはそのときも四〇〇メートルトラックは使われていなかったというような状態と考えるとよろしいですね。

理由は、サッカーのときにトラックが使えないというふうなお話でしたが、僕はそうではないと考えております。というのは、管理がしっかりとできていなかったからではないのかなとそのように推測しますが、部長がおっしゃったように、コーステープですか、劣化してないと。さっき僕が申しましたけれども、草が生えていると、またサッカー場に渡るのに四〇〇メートルトラックにゴムのマットを敷き詰めておりまして、それがいつまでたっても敷かれたままでございます。それは使用を推進しようというふうなことではなくて、逆行しているのではないかと、そしてまた人工芝に土が上がってはいけないということであのマットが敷かれているのだと思うのですけれども、もしこれももう使用しないというのであれば、四〇〇メートルトラックのところを、例えば今現状敷いてあるような芝生に変えてしまおうとか、または四〇〇メートルトラックをこれからも使用するというのであれば、ゴムチップを敷いたしっかりとした陸上競技場のような形にするのであるとか、こういう課題があるのではないのかなとそのように考えます。

四〇〇メートルのトラックをとれるというふうなグラウンドというのはかなり県下でも少ないのではないのかなと思われまますので、今後そういうプロスポーツを誘致しようというふうな立場から考えれば、しっかりと整備、検討していく必要があるのではないかと申し上げまして、続いての質問に移ります。

その中で野球場、これも築三十年程度経っているのかなとそう思うのですけれども、以前この球技場で、例えば観客席があれば、プロのウエスタンリーグや二軍の試合ができるというふうなお話を聞いたことがあるのですけれども、それって例えば、どうしたらできるとか、こうしたらできるよということがあれば、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

上野公園の野球場は昭和五十九年の国体の少年野球の会場に使用されて以来、三十年を越え老朽化が目立ってきておりますが、昨年度も約九十日の御利用をいただいている施設でございます。

お尋ねの施設の整備・充実には公園全体の整備の中で検討したいと考えております。

議員お尋ねのプロ野球の二軍というところでございますけれども、上野公園野球場は現在、センター一二〇メートル、両翼九一メートル、それから内野観客席が五百七十席でございます。公認野球規則でのプロの球団が建設する基準では、センター約一二二メートル、両翼約九九メートルとなっております。

議員お尋ねのプロ野球二軍戦、いわゆるウエスタンリーグの開催の可能性についてですが、上野公園野球場と同基準・同程度の球場で開催されている例もあるようでございます。周辺環境などいろいろ勘案し、日本野球機構（NPB）の判断で決まると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 同規模程度でも、やろうと思えば可能だということがございますね。それは多分手を挙げていないから今までされたことがないというような形になるのかなとそう思うのですけれども、この上野公園で例えばテニス場やサッカー場、第二グラウンドもありますけれども、それらは車椅子でも観戦できたりするのです。しかしながら野球場だけが車椅子で観戦できないのです。そのような現状があるのです。これは簡単やと思います。スロープ一個をどこかに付けたら、そういう車椅子の方も見ていただけるといような状態になるのかなと思いますので、まずその点一点と、バックネット裏のガラス、本来球場ってバックネットのところはガラス張りになっているのですけれども、ここだけガラスがないのです。大変審判さんやまた関係者、来賓の方々、寒い思いをして雪の吹く中、その裏で、例えばストライクボールの判定でボタン押してくれたり、そういう作業をしていたら、これも少額のお金で改善できるのではないのかなと、そのように思いますので、今後、上野公園を全体的にスポーツの総合公園であるというような位置付けをされるのであれば、今御提案させていただいたようなことをしっかりと検討課題に加えていただきまして、御検討いただけたら有り難いと思っております、次の質問に移らせていただきます。

四番ですが、公共工事の入札やその検査についてであります。

まず現在、公共工事における入札の基準や検査、これはどのようにされておるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

入札基準でございますが、例えば土木工事でございますとランク分けを行いまして、そのランクによって発注基準が決まっております。その基準内で工事を設計金額によって発注をしておるといところでございます。

検査でございますが、五條市が実施します工事検査は、検査要領とか検査基準に基づいて実施をしております。

しゅん工したものが、契約図書に定められた出来高ですとか品質等になっているかを確認するために書類検査及び現場検査を行っております。

書類検査で、使用された材料の品質・数量などを伝票などによって確認をし、現場検査で確認できない部分につきましては、写真検査を行っております。

次に、現場検査では、請負者または現場代理人立会の下、しゅん工図書に示された図面によりまして、構造物の寸法検査や品質確認を行っております。

合格した場合には、工事竣工検査報告書を発行いたしますし、不適格の場合は、手直しの指示をして、手直しができた後、再度検査を行っているところでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 以前は最低落札価格というのが公表されておりました。ここ数年前から最低落札価格が今分からないと、業者が積算するという形になっておると思うのですが、それは何年前からなっておるか、分かりますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

平成二十五年度から試験的に実施いたしております。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 平成二十五年度から行われているということで、二十五年、二十六年、二十七年と今三箇年が過ぎようとしているところであると思うのですが、単年で結構ですので、一度も入札を取れなかったというような業者、数が分かれば教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

平成二十六年年度に限ってでございますが、いわゆるランクの下、例えばCランクのところだと、三十四者中、二十一者が契約がゼロ回、Dランクですと、五十八者中、二十七者がゼロ回というデータが出ております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） Dランクをもう一度教えてください。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 五十八者中、二十七者です。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 例えばCランクだったら三十四者あって二十一者が取られていないというような状態であると、なぜ取られていないかという要因、分ければ教えてください。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

これが原因で取ることができなかったというのを、一概に申し上げることはできないというふうに考えております。  
以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これは、僕は何を申し上げたいかというと、あるソフトを導入してから、入札で取れなくなった業者さんが多いのではないのかなど、このソフトは大変高額でございます。どの業者か分かりませんが、営業にも来られているようです。このソフトを導入すれば入札が取れるという、最低落札価格が分かるというようなそういうソフトが存在しているようであります。これがないところはどうかというかと、そのソフトを持っておられる方に見積りの依頼をされたりとか、そういうような方向性になってきているようです。大変高額なので、資金力のある業者は買えますし、資金力のない業者は買えないというような状態でございます。例えば企業努力として買っておられる業者さんがあるのも事実あると思います。僕、考えるのですけれども、例えばランク分けであるとか、工事の内容であるとか、金額であ

るとか、そういう部分で最低落札を公表する部分と公表しない部分、そういうようなすみ分けがないと、ただそのソフトを持たれている業者さんだけが入札の最低落札価格が分かり、そこでのくじ引きの権利を得るといような形に今現在なっているようにございますので、金額、またランク、また工事内容によっては、例えば最低落札を公表するかどうか、しないであるとか、そういうようなすみ分けが必要なのではないかと考えますが、どうお考えですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ソフトを持っていらっしゃる、いらっしゃる、それが問題かということは議論の分かれるところであると思うのですが、議員御提案の工事の規模ですとか内容ですとか、そういうことによつて最低制限価格を見せる、見せないというのは、非常にその判断が難しいところがございます。ただ最低制限価格を出すとか出さないとかということも含めまして、今現在諸問題の解決に向けて慎重に検討を進めているというところでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今現在検討を進めていただいておりますので、どういった形になるのか、御期待申し上げます。次の指定管理者における入札基準や管理検査についてに移らせていただきたいと思います。

今回、各委員会にも付託されておりますが、指定管理者候補の選定に当たって、選定の基準が大きく変わった点が一点あるというような話を聞かせていただきました。それは何なのか、まず教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本年度におきましては、新規応募団体への加点制度について見直しを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 新規応募団体に対する加点の見直しが行われたというようなことでございますが、その経緯について、またその理由について

て、伺いたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

本年五月十四日に開催いたしました五條市行政改革推進本部会議におきまして、候補者選定委員会にて一定の評価、七十点以上でございますが、それを得た新規団体に対する加点でございます。現行十五点から五十点への見直しを行ったところでございます。

次に、加点を見直した経緯でございますけれども、既指定管理者に対しましては、経営意欲の更なる喚起、また新規応募団体に対しましては、市民サービスの向上に資するより質の高い提案の要請などといった側面から、当該加点について検討いたしましたところ、現行の十五点は大きすぎるとの結論に至りまして、見直しという形で議論いたしました結果、五十点に変更することで決定したものでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 十五点から五十点に見直されたというように経緯があるということで、経営意欲の更なる喚起ですか、新規に対しては市民サービスの向上にということでございますが、十五点から五十点にされて、五十点から加点の中で、最高点、今回の最高点をとられた入札公募された方が何点だったか教えてください。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 最高点でございますけれども、加点後でございます。九十二点が最高でございます。……、失礼いたしました、七十五点でございます。すみません。失礼いたしました。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 七十五点ということで、そこは五十点加点されたので、七十点だったということですよ、五十点から五十点に見直されたという事は、例えば今までに新規で取られて五十点加点したけれども、五十点加点してやったら余りにも指定管理がうまくいかなかったというような経緯があつて五十点を五十点に見直されたのか、理由というのは、ここに出してくれているのですけれども、今までにそういった五十点加点して駄目だったというような業者は以前にありましたか。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏）駄目なところはございませんでした。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） ないにもかかわらず十五点を五点に変えてしまったというような状態であると思います。

また、今回の新規参入者さんで、最高得点が七十点であったというようなお話でありますけれども、では七十点取るとって大変難しいことなのかなと、新規の中で最高点が七十点だったと、七十点取るのは大変難しいレベルのものかなと考えるのですけれども、今までに新規で例えば八十点とか八十五点とか、そういう高い点数を取られた業者さんはおられますか。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

加点制度導入以前でございます平成二十二年度の市立図書館の指定管理者選定におきまして、新規団体が八十点以上を得た経緯はございませんけれども、加点制度を導入いたしました二十四年度以降におきまして、加点なしで八十点以上を得た団体はございません。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 八十点以上を得た業者はないというようなことでございます。

その中で、僕は何を言いたいのかといいますと、今多分点数を公表されていると思うので大体八十点前半の数字を出せば取れると、指定管理者の入札が取れるというような点数のところを取られているような形であると思いますが、五点点では新規業者ではなかなか難しいのではないかと考えるのですが、その辺どうですか。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 新規団体が七十点を取るのには困難かどうかというところがございますけれども、なかなか委員さんの方で採点をいただくとということございまして、私審査に加わっていないので点数の高さの度合いというのは判断つきかねます。

御容赦いただきたいと思えます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 分かりました。

大変難しいのではないのかなというふうに僕は思います。五ヶ所ポイントで新規業者がこれから取っていくようなところがあるのかと、大変難しいのではないのかなと考えます。

続いてですが、例えば指定管理の管理であるとか、検査についてどのような状態で行われているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

本年五月におきまして、本市指定管理者制度に関する基本方針に基づきまして、モニタリングマニュアルを策定いたしております。関係資料や諸帳簿に基づく各種事業の実施状況や現場への立入調査などについて文書化を図ったところでございます。

なお、当該マニュアルに基づく指定管理者への指導・監督につきましては、それぞれの指定管理施設を所管する担当課が実施するものと定めております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） モニタリングマニュアル策定していただいている、そんな中、現行の指導であったりとか、監督であったりとかそういうのに対して十分に行われていると考えておられるのか、伺いたいと思います。特に指定管理というのは利益の四〇パーセントを市に還元してくれるというようなことが義務付けられているということで、より精度の高い評価体制が求められるのではないのかなと、そのように思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

従前より指定管理施設担当課が行います日常の指導・監督の状況でございますとか、評価の結果につきましては、個別に報告を受けたり、聞き取りを行ったりというのは実施しておりますけれども、三年ないし五年ごとの更新時におきましては、行革本部会議において所管課で作成いただいておりますモニタリングシートに基づき検証を行ってまいりました。しかしながら所管課が実施いたします日常の評価等についての全体的な検証は実施されておらず、各所管課においてはその手法等にもまだばらつきがあるものと考えられるため、全庁的に統一されたものとは申せない状況がございます。こうした中、去る九月市議会定例会におきまして、一部施設での業務遂行状況等の指導が不十分な事案

について御指摘をいただいたところでございまして、これまでの評価については必ずしも満足なものと申し上げる状況ではないと考えているところでございます。

今後はこのような反省に立ちまして、改めて評価体制の検証を実施いたしまして、問題点を整理した上でマニュアルなどに基づく適正かつ統一的な指導・監督体制を構築した上で、公の施設におけます市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 理事がおっしゃったみたいに施設によってはばらつきがあるということでしたので、しっかりとルール付けをして、それに向かって取り組んでいただけたらいいのではないのかなと考えておりますので、是非そのような形になるように検討いただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（窪 佳秀） 以上で、一番養田全康議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

次回七日は、公務の都合午前十一時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後四時五十五分延会